

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

平成24年

目 次

議案第 52 号	平成24年度鎌倉市一般会計補正予算に関する専決処分の承認 について	1
議案第 53 号	市道路線の廃止について	14
議案第 54 号	市道路線の認定について	17
議案第 55 号	工事請負契約の締結について	24
議案第 56 号	工事請負契約の変更について	28
議案第 57 号	不動産の取得について	34
議案第 58 号	不動産の取得について	41
議案第 59 号	求償金減額等調停事件の和解について	45
議案第 60 号	指定管理者の指定について	48
議案第 61 号	指定管理者の指定について	49
議案第 62 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入 れる特定非営利活動法人等を定める条例の制定について	50
議案第 63 号	鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例の制定について	52
議案第 64 号	鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条 例の制定について	77
議案第 65 号	鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例の制定 について	91
議案第 66 号	鎌倉市道に設ける道路標識に関する寸法等を定める条例の制 定について	99
議案第 67 号	鎌倉市道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定につ いて	103
議案第 68 号	鎌倉市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に 関する基準を定める条例の制定について	123
議案第 69 号	鎌倉市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定め る条例の制定について	137
議案第 70 号	鎌倉市防災会議条例及び鎌倉市災害対策本部条例の一部を改 正する条例の制定について	147
議案第 71 号	鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例の一部を改正する条 例の制定について	149
議案第 72 号	鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につい て	151

議案第 73 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	154
議案第 74 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	156
議案第 75 号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	174
議案第 76 号	鎌倉市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定について……………	179
議案第 77 号	鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	188
議案第 78 号	鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	192
議案第 79 号	平成24年度鎌倉市一般会計補正予算 (第 6 号) ……………	196
議案第 80 号	平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) ……………	202
議案第 81 号	平成24年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	205
報告第 12 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	209
報告第 13 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	210
報告第 14 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	211
報告第 15 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	212
報告第 16 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	213
報告第 17 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	214
報告第 18 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	215
報告第 19 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	216

議案第 52 号

平成24年度鎌倉市一般会計補正予算に関する
専決処分の承認について

次の平成24年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成24年11月22日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成24年度鎌倉市一般会計
補正予算（第5号）

平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,164,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 県支出金		3,035,394円	66,900円	3,102,294円
	15 委託金	267,810	66,900	334,710
歳 入 合 計		55,097,200	66,900	55,164,100

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		6,490,554円	66,900円	6,557,454円
	20 選挙費	51,128	66,900	118,028
歳 出 合 計		55,097,200	66,900	55,164,100

平成24年度鎌倉市一般会計歳入歳出
補正予算（第5号）事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
60 県支出金	3,035,394 円	66,900 円	3,102,294 円
歳入合計	55,097,200	66,900	55,164,100

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
10 総務費	6,490,554 円	66,900 円	6,557,454 円
歳出合計	55,097,200	66,900	55,164,100

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国(県)支出金	地 方 債	そ の 他	
66,900 冊	冊	冊	冊
66,900			

2 歳 入

(款) 60 県支出金

(項) 15 委託金

目	補正前の額	補正額	計
5 総務費委託金	冊 267,330	冊 66,900	冊 334,230
委託金計	267,810	66,900	334,710

節		説明
区分	金額	
20 選挙費委託金	千冊 66,900	◎衆議院議員選挙費委託金 千冊

3 歳 出

(款) 10 総務費

(項) 20 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国(県)支出金	地方債	その他
30 衆議院議員選挙及び国民審査費	冊 0	冊 66,900	冊 66,900	冊 66,900	冊	冊
選挙費計	51,128	66,900	118,028	66,900		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
冊	1 報 酬	冊 4,095	◎衆院選挙執行の経費 衆院選挙執行事務 冊 66,900
	3 職員手当等	17,490	
	7 賃 金	2,003	
	8 報 償 費	588	
	9 旅 費	17	
	11 需 用 費	4,950	
	12 役 務 費	8,869	
	13 委 託 料	20,171	
	14 使用料及び 賃借料	1,624	
	18 備品購入費	7,088	
	22 補償補填 及び賠償金	5	

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費										共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	年間 支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	退職 手当 (千円)	子ども 手当 (千円)	子ども のため の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		28,548	10,595	3.1	2,855	200		50	250	42,498	7,070	49,568
	議 員	27	152,952		60,685	3.95						213,637	89,944	303,581
	その他	2,382	948,407									948,407	37,757	986,164
	計	2,412	1,101,359	28,548	71,280		2,855	200		50	250	1,204,542	134,771	1,339,313
補正前	長 等	3		28,548	10,595	3.1	2,855	200		50	250	42,498	7,070	49,568
	議 員	27	152,952		60,685	3.95						213,637	89,944	303,581
	その他	2,214	944,312									944,312	37,757	982,069
	計	2,244	1,097,264	28,548	71,280		2,855	200		50	250	1,200,447	134,771	1,335,218
比 較	長 等													
	議 員													
	その他	168	4,095									4,095		4,095
	計	168	4,095									4,095		4,095

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考									
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)												
補正後	1,302 (87)		5,131,718	5,481,694	10,613,412	1,695,091	12,308,503										
補正前	1,302 (87)		5,131,718	5,464,204	10,595,922	1,695,091	12,291,013										
比 較				17,490	17,490		17,490										
職 員 手 当 等 の 内 訳	区分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	子 ども 手 当 (千円)	子 ども の ため の 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)
	補正後	174,430	707,424	137,734	446,732	148,241	17,429	119,175	50,188	2,075,524	249,903		1,286,333	5,236	11,495	51,800	50
	補正前	174,430	707,424	137,734	429,636	148,069	17,429	119,175	50,188	2,075,524	249,903		1,286,333	5,014	11,495	51,800	50
	比 較				17,096	172								222			

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数について外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減額の増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職員手当等	17,490	衆議院議員 選挙に伴う 増加分	17,490	増減額(千円) 超過勤務手当 17,096 休日給 172 管理職員特別勤務手当 222

議案第 53 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

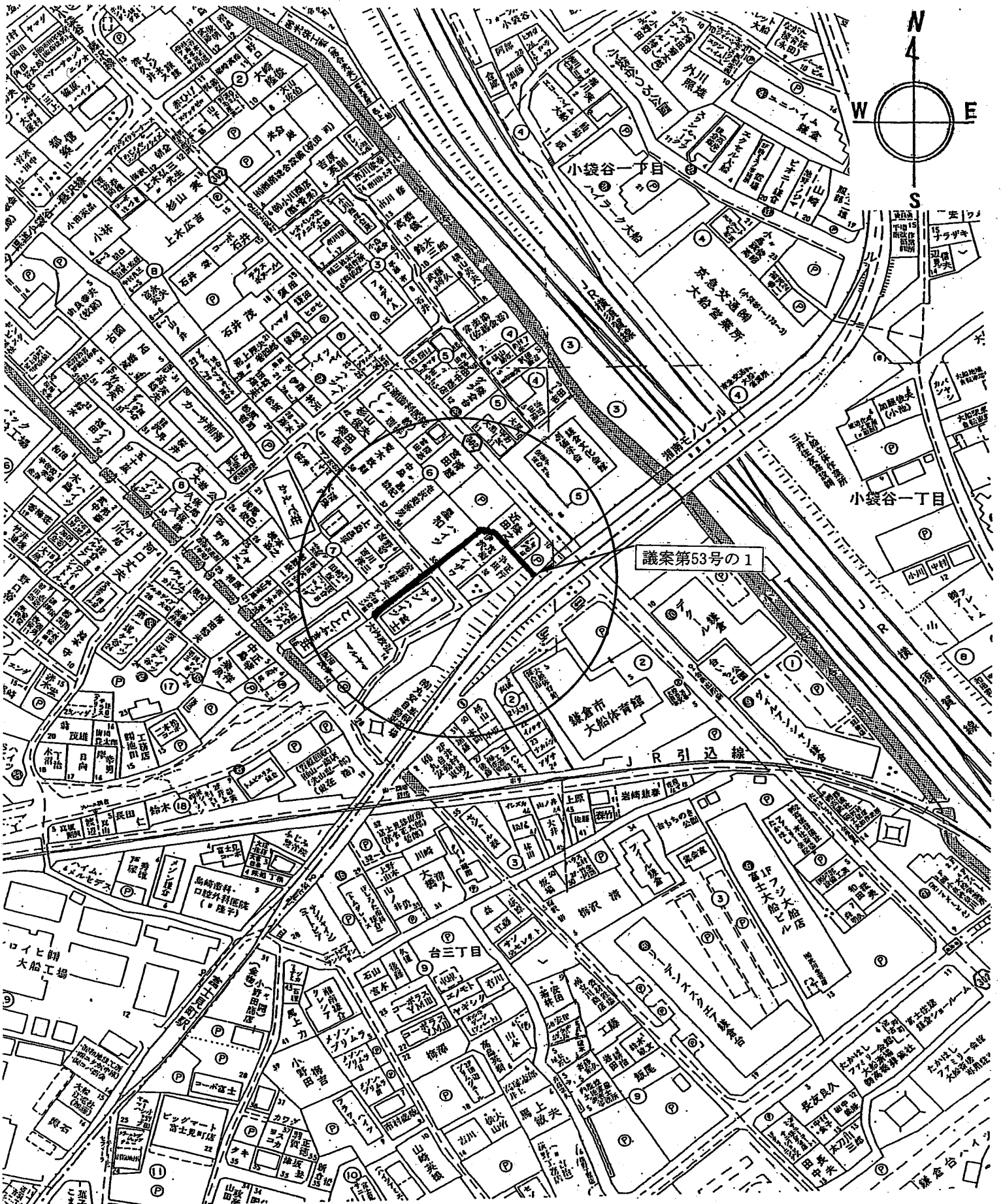
廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	台 二丁目	393番8	台 二丁目	416番1	1.81～2.14	104.56	147.44	5

案内図

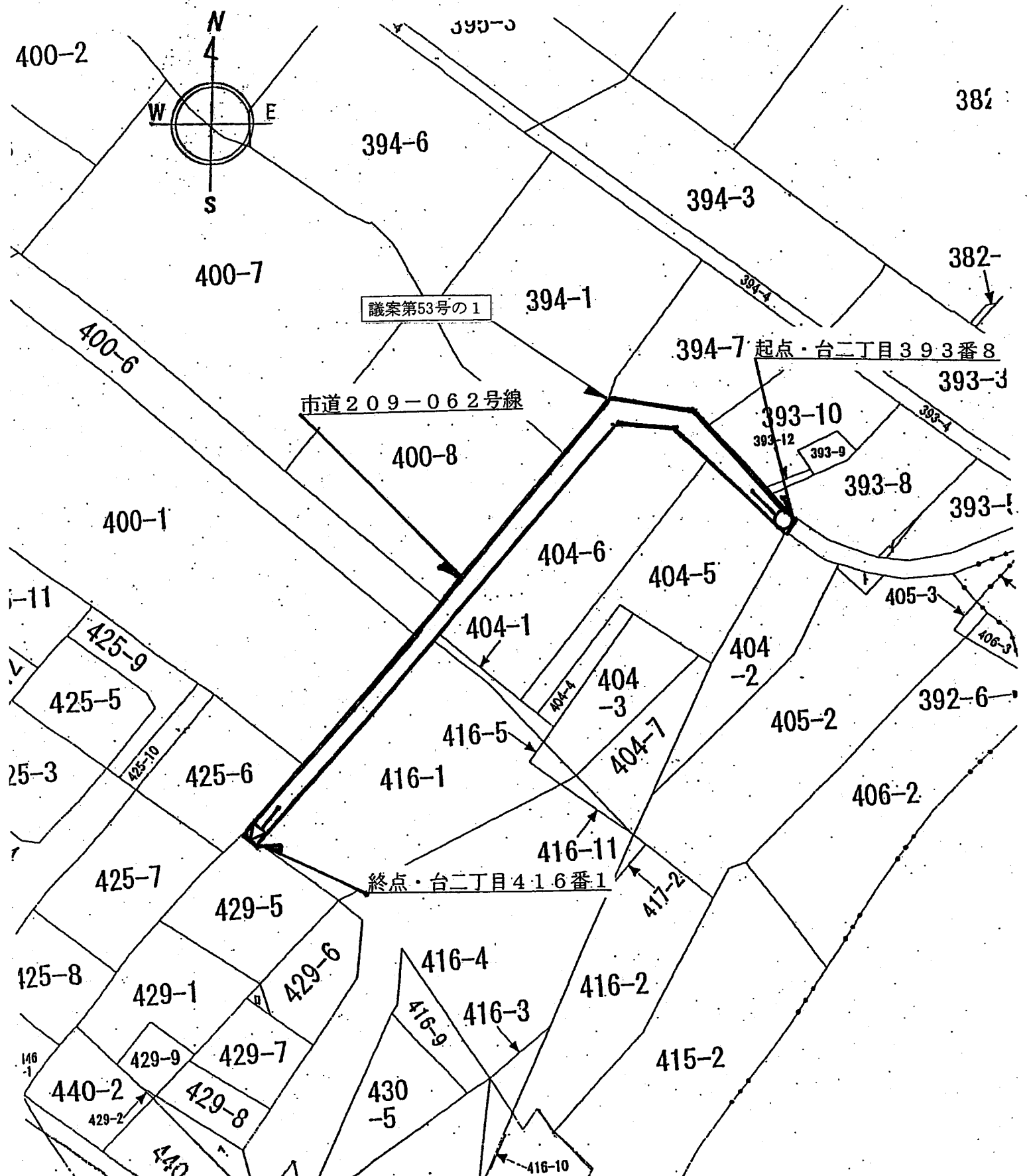
凡例  廃止箇所

図面番号 5



公図写

図面番号 5



議案第 54 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

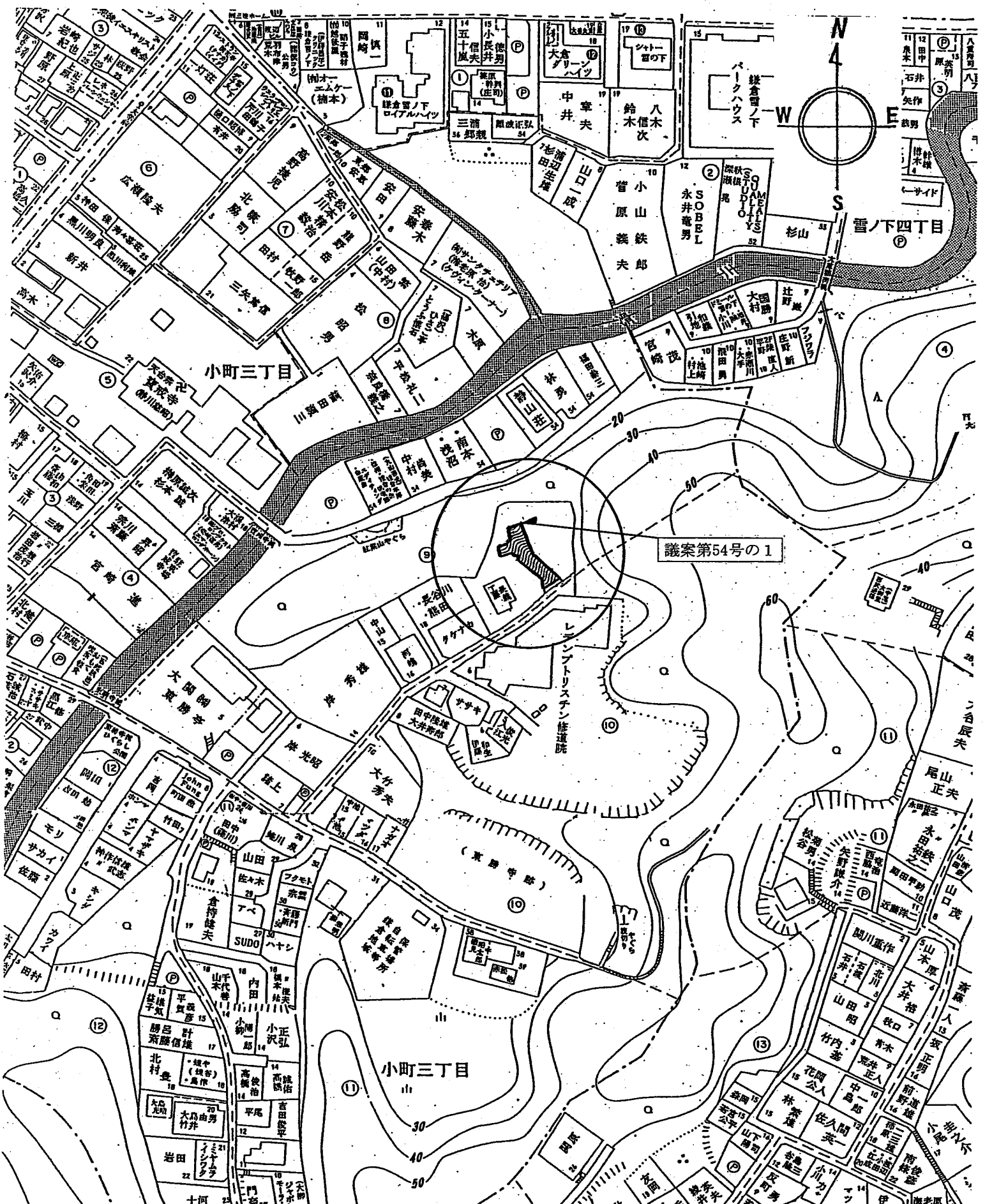
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	小 町 三 丁目	529番10	小 町 三 丁目	529番 8	4.50～ 8.02	28.17	161.01	9
2	稲村ガ崎 五 丁目	733番67	稲村ガ崎 五 丁目	733番51	4.75～ 8.16	179.08	1,216.41	10
3	台 字西ノ台	1642番 3	台 字西ノ台	1702番 3	4.51～ 8.67	63.61	349.44	11

案内図

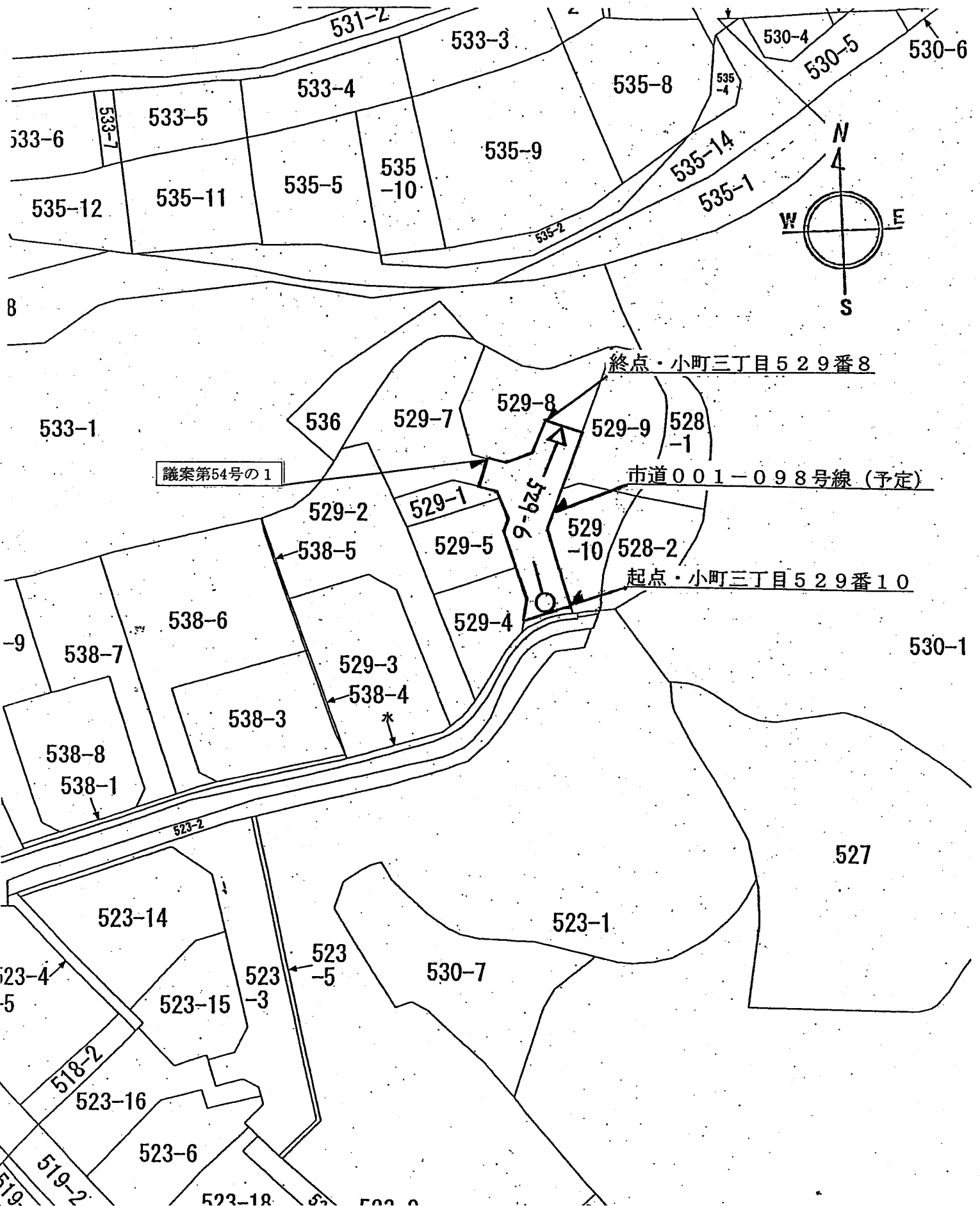
図面番号 9

凡例  認定箇所



公図写

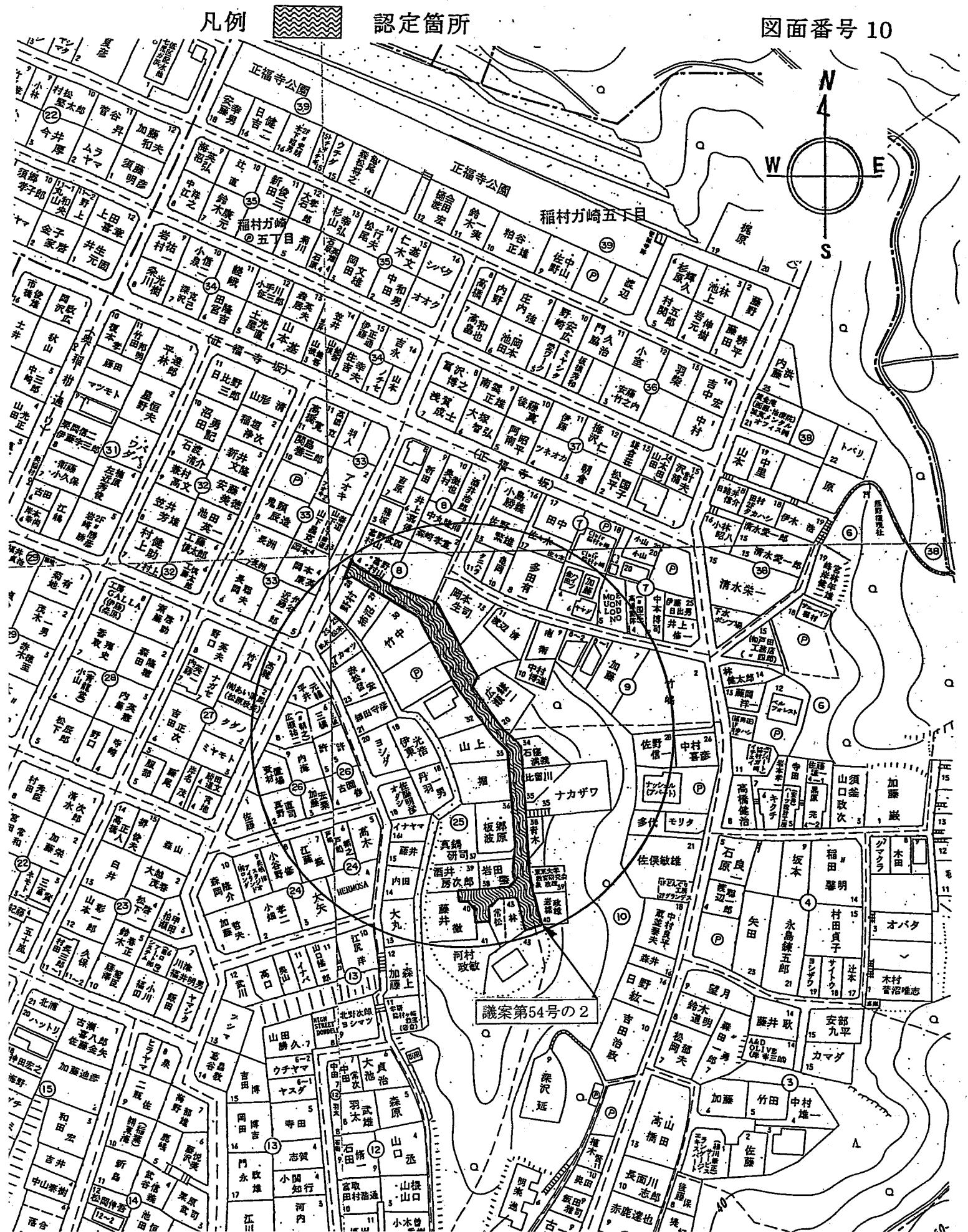
図面番号 9



案内図

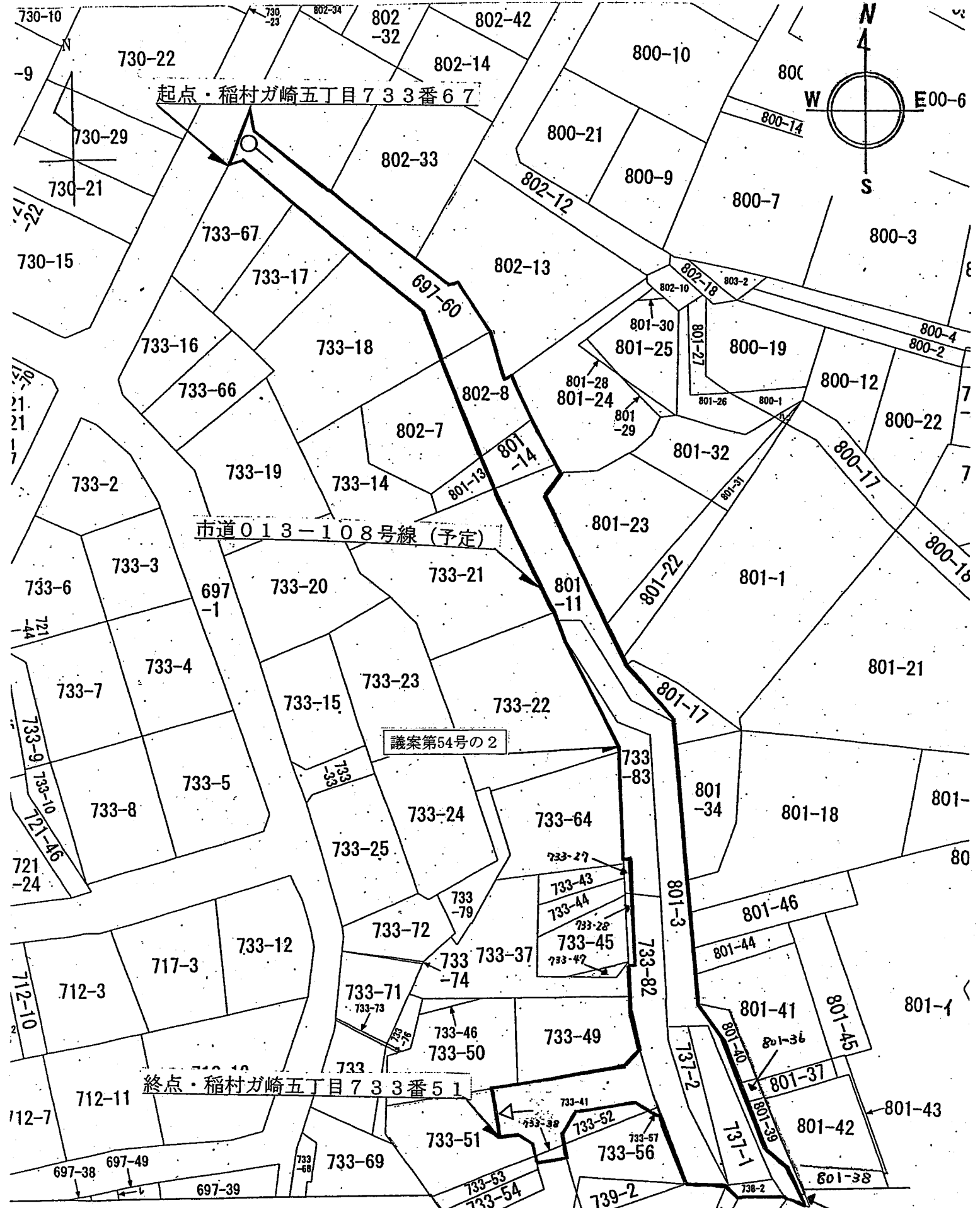
図面番号 10

凡例  認定箇所



公図写

図面番号 10



案内図

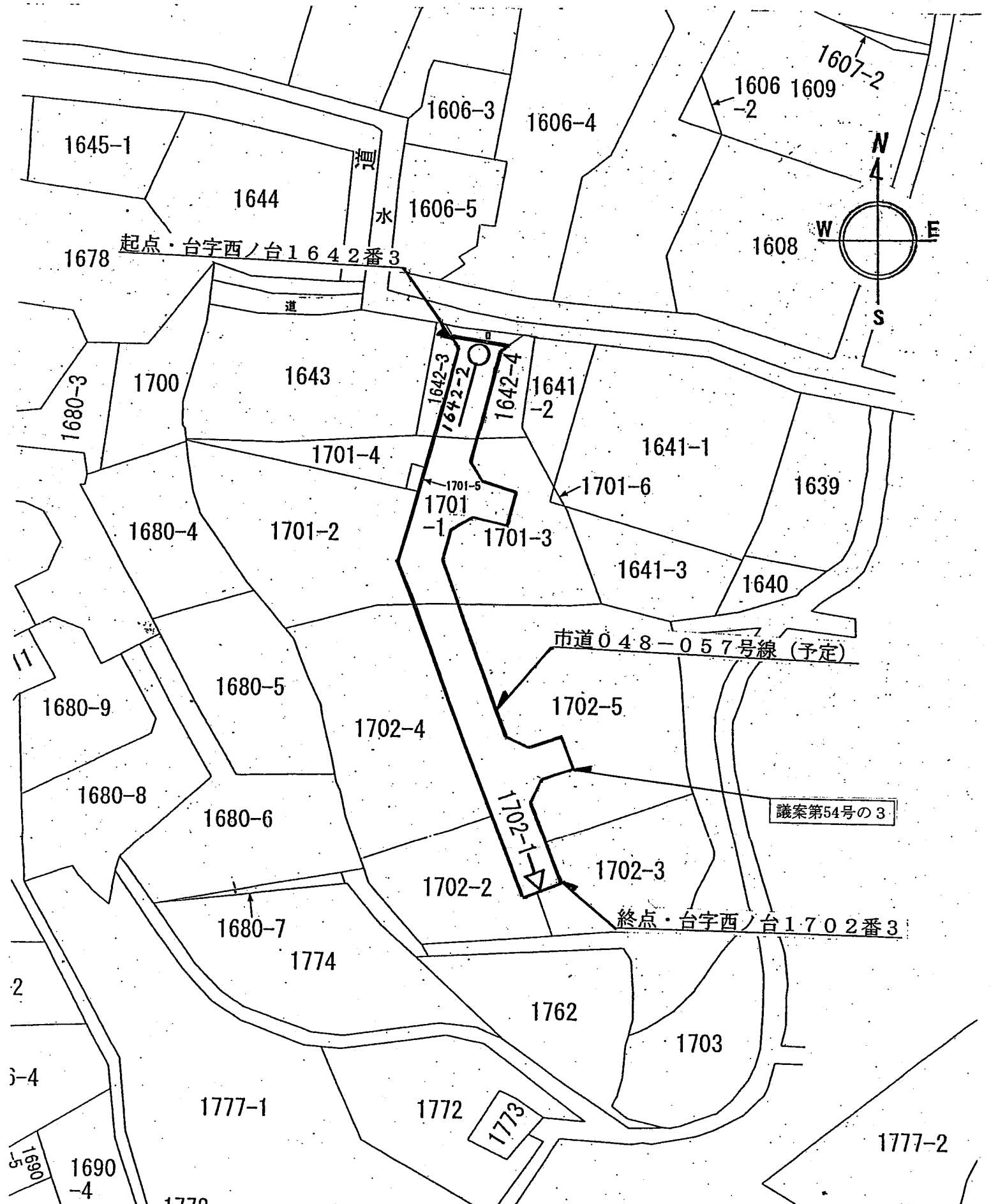
図面番号 11

凡例  認定箇所



公図写

図面番号 11



工事請負契約の締結について

本市は、鎌倉市名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 鎌倉市名越クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市大町五丁目11番16号
- 3 契 約 金 額 3,202,815,000円
- 4 請 負 契 約 者 横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
O & M事業本部
常務取締役事業本部長 岡 村 博 文

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事											
工 事 場 所	鎌倉市大町五丁目11番16号											
請 負 代 金 額		¥	3	2	0	2	8	1	5	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	5	2	5	1	5	0	0	0	
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）											
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 O&M事業本部」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 24 年 11 月 12 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市

市長 松 尾 崇

Ⓜ

受注者

横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

O&M事業本部

常務取締役事業本部長 岡村 博文 Ⓜ

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 0 円 (税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 9,754,500 円 (税込)

(受注者の見積金額)

別 紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	株式会社タケエイ 川崎リサイクルセンター	川崎市川崎区浮島300番3
アスファルト・コンクリート塊	株式会社タケエイ 川崎リサイクルセンター	川崎市川崎区浮島300番3

※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）
について記載する。

議案第 56 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成24年9月定例会議案第26号をもって議決された平成24年度腰越漁港改修整備工事の工事請負契約について、次のとおり変更するものとする。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	332,304,000円
(2) 変更による増額分	58,527,000円
(3) 変更後の契約金額	390,831,000円

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	平成24年度腰越漁港改修整備工事									
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目9番 先									
請 負 代 金 額	■ 増額	¥	5	8	5	2	7	0	0	0
	□ 減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	2	7	8	7	0	0	0
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。									
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。</p> <p>ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。</p> <p>この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>										

平成24年9月27日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 24 年 11 月 15 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇 (印)

受注者 横浜市西区北幸二丁目8番19号
西松建設株式会社 横浜営業所
所長 手塚 裕紀 (印)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	平成24年度腰越漁港改修整備工事										
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目9番 先										
請 負 代 金 額	¥	3	3	2	3	0	4	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	5	8	2	4	0	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり										
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）										
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間										
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>											

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「西松建設株式会社 横浜営業所」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 24 年 8 月 10 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 横浜市西区北幸二丁目8番19号
 西松建設株式会社 横浜営業所
 所長 手塚 裕紀 ㊟

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 円 (税込)
(受注者の見積金額)
(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ¥9,774,540 円 (税込)
(受注者の見積金額)

別 紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	前田道路(株) 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1563-30

※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）
について記載する。

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 921 号
平成 24 年 10 月 1 日

西松建設株式会社 横浜営業所
所 長 手 塚 裕 紀 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契約の件名	平成 24 年度 腰越漁港改修整備工事 (仮契約締結日 平成 24 年 8 月 10 日)
議決年月日	平成 24 年 9 月 27 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 24 年 9 月 27 日
工 期	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 3 月 28 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥332,304,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市腰越二丁目9番 先

議案第 57 号

不動産の取得について

鎌倉広町緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成24年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市腰越字室ヶ谷823番口 外10筆	雑種地外	7,952.00㎡ (約2,405.4坪)	7,952.00㎡ (約2,405.4坪)
鎌倉市津字御所ヶ谷1127番6	山林	453.00㎡ (約137.0坪)	453.00㎡ (約137.0坪)
合 計		8,405.00㎡ (約2,542.4坪)	8,405.00㎡ (約2,542.4坪)

別紙一覧表のとおり

2 取得価格 255,658,719円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市土地開発公社

(別紙一覧表のとおり)

別紙一覽表

(鎌倉市土地開発公社分)

	所在地番	地目	公簿面積(m ²)	取得面積(m ²)
1	鎌倉市腰越字室ヶ谷823番口	雑種地	224.00	224.00
2	鎌倉市腰越字室ヶ谷823番ハ	雑種地	158.00	158.00
3	鎌倉市腰越字室ヶ谷824番	山林	4,195.00	4,195.00
4	鎌倉市腰越字峯原1952番	山林	413.00	413.00
5	鎌倉市腰越字峯原1953番	山林	439.00	439.00
6	鎌倉市津字竹ヶ谷1263番	畑	287.00	287.00
7	鎌倉市津字竹ヶ谷1275番	畑	836.00	836.00
8	鎌倉市津字竹ヶ谷1276番1	山林	228.00	228.00
9	鎌倉市津字竹ヶ谷1276番2	山林	297.00	297.00
10	鎌倉市七里ガ浜一丁目2031番2	畑	52.00	52.00
11	鎌倉市七里ガ浜一丁目2032番	田	823.00	823.00
	合計		7,952.00	7,952.00

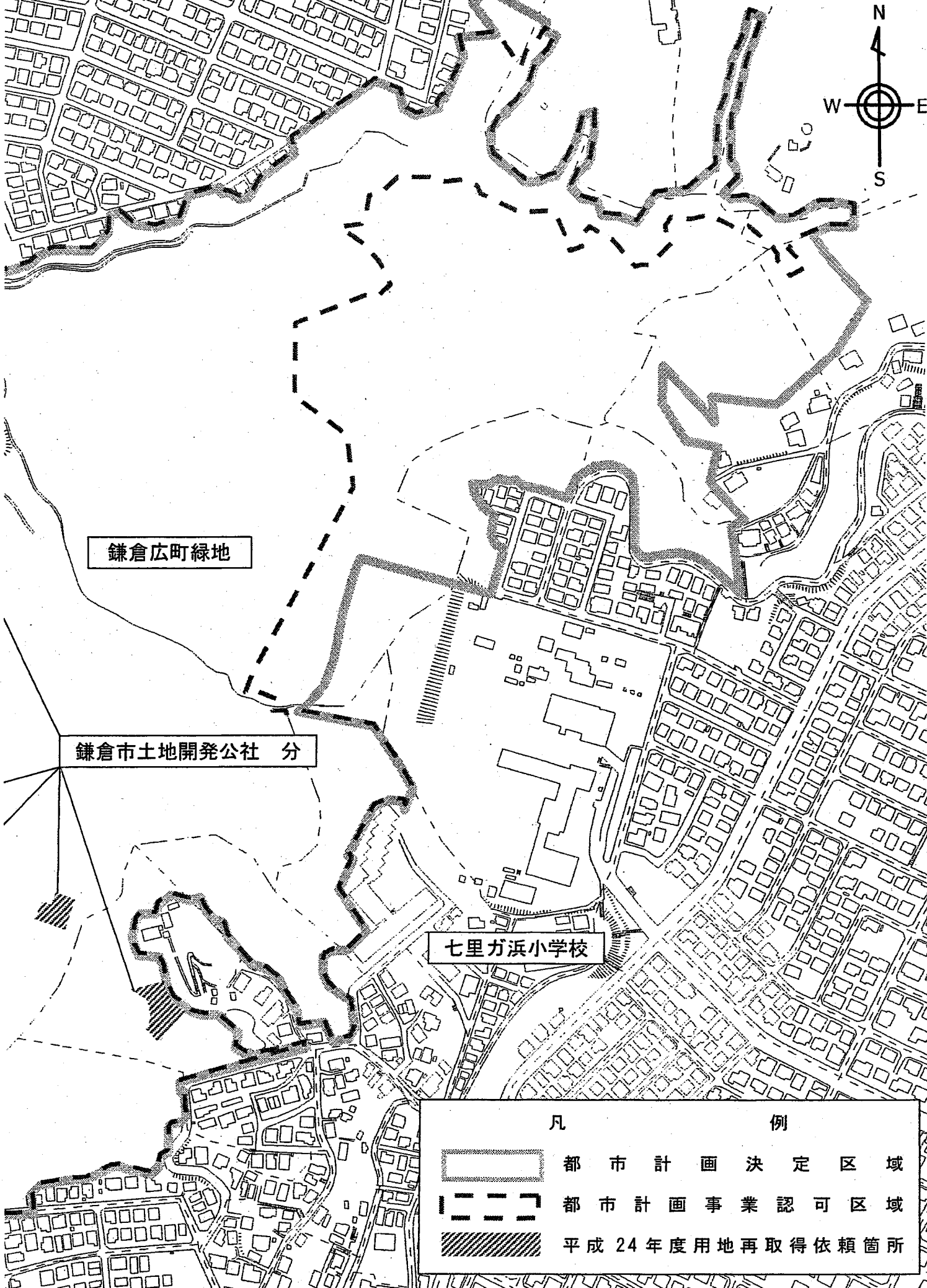
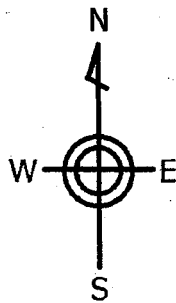
()

所在地番	地目	公簿面積(m ²)	取得面積(m ²)	所有者住所	所有者名	持分
鎌倉市津 字御所ヶ谷 1127番6	山林	453.00	453.00			3分の1
						3分の1
						3分の1

案内図

県道腰越・大船線




県立鎌倉高等学校



鎌倉広町緑地

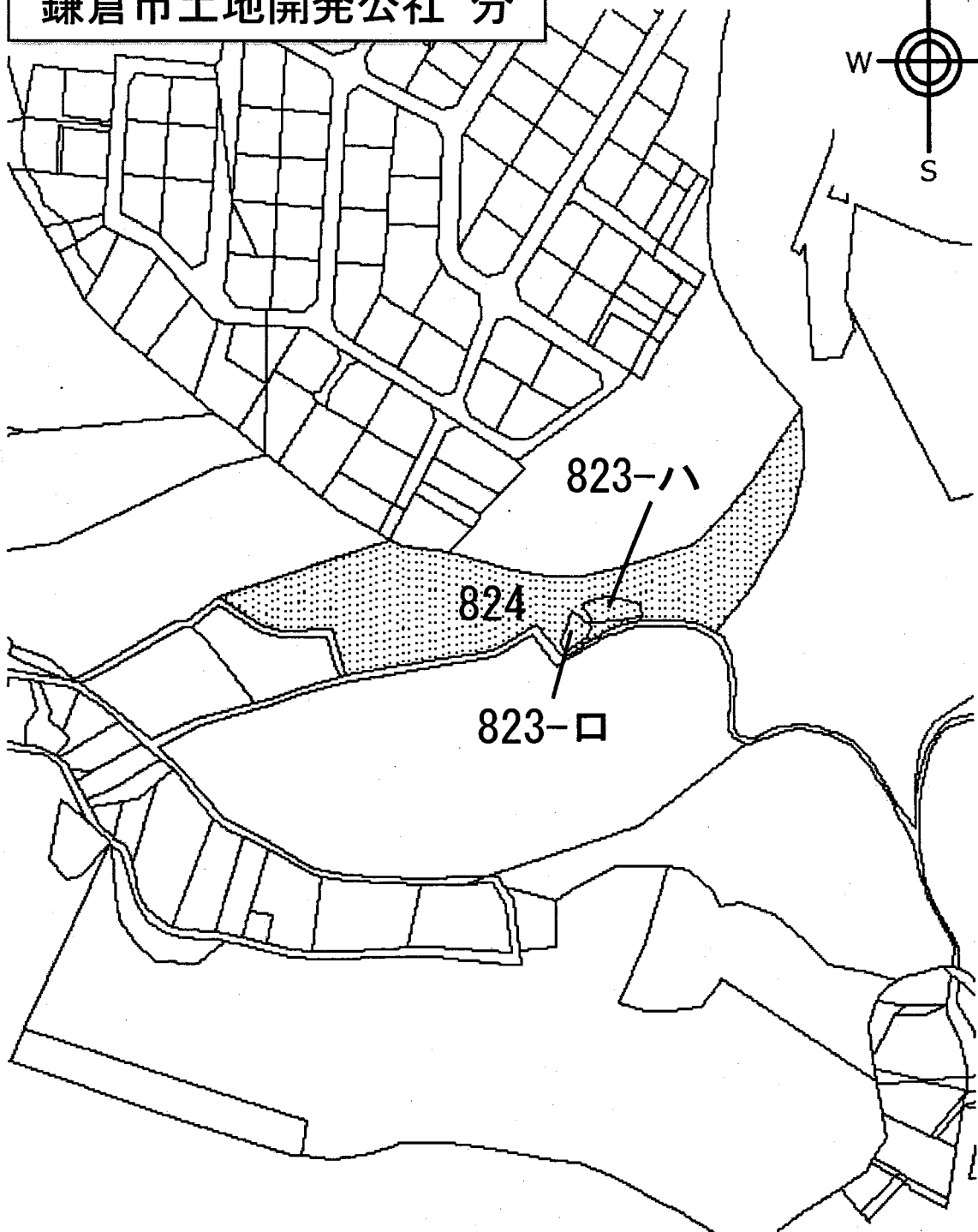
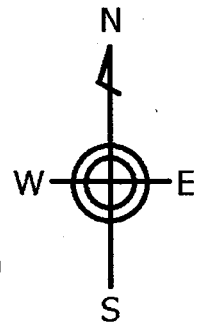
鎌倉市土地開発公社 分

七里ガ浜小学校

凡 例	
	都市計画決定区域
	都市計画事業認可区域
	平成24年度用地再取得依頼箇所

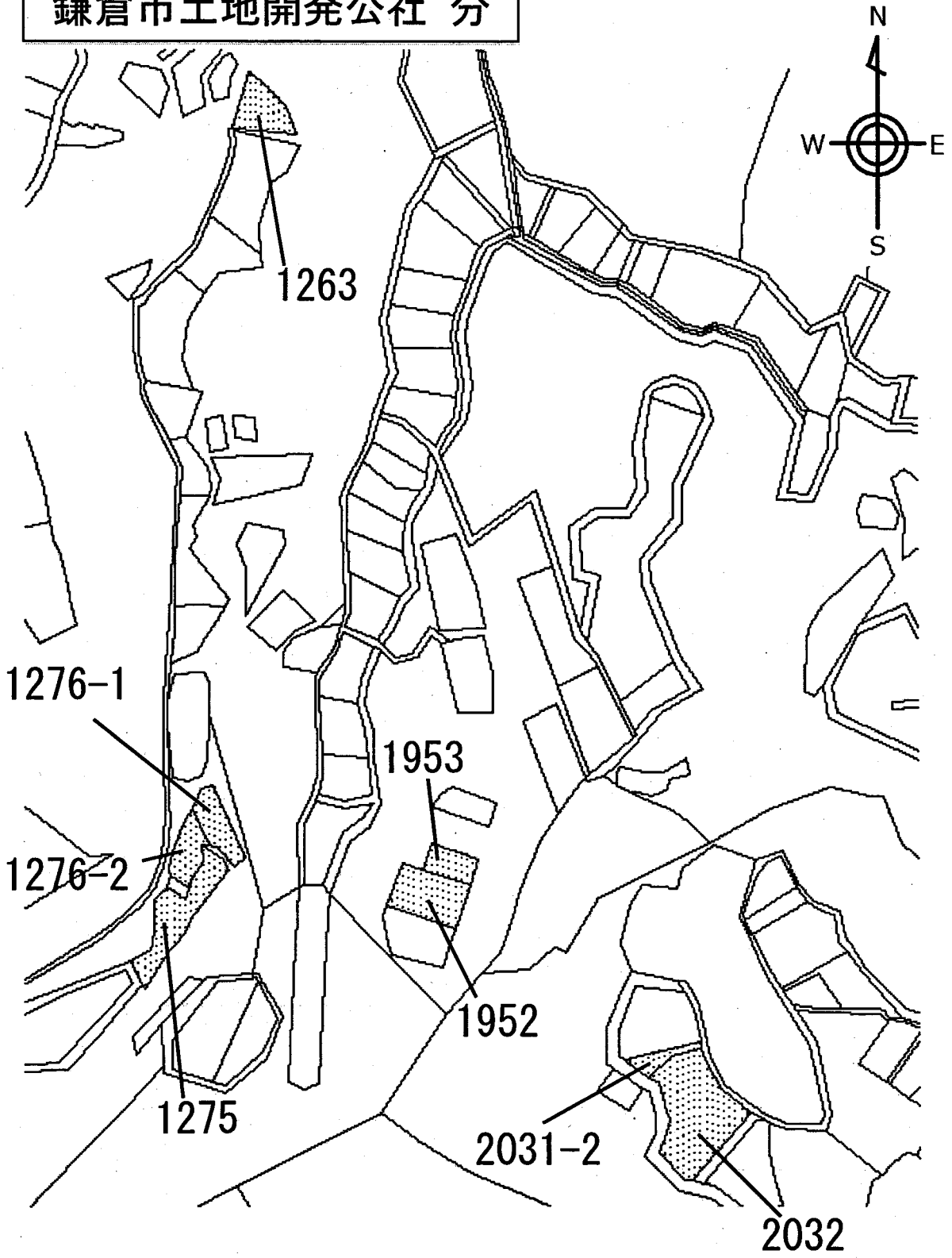
地番図

鎌倉市土地開発公社 分

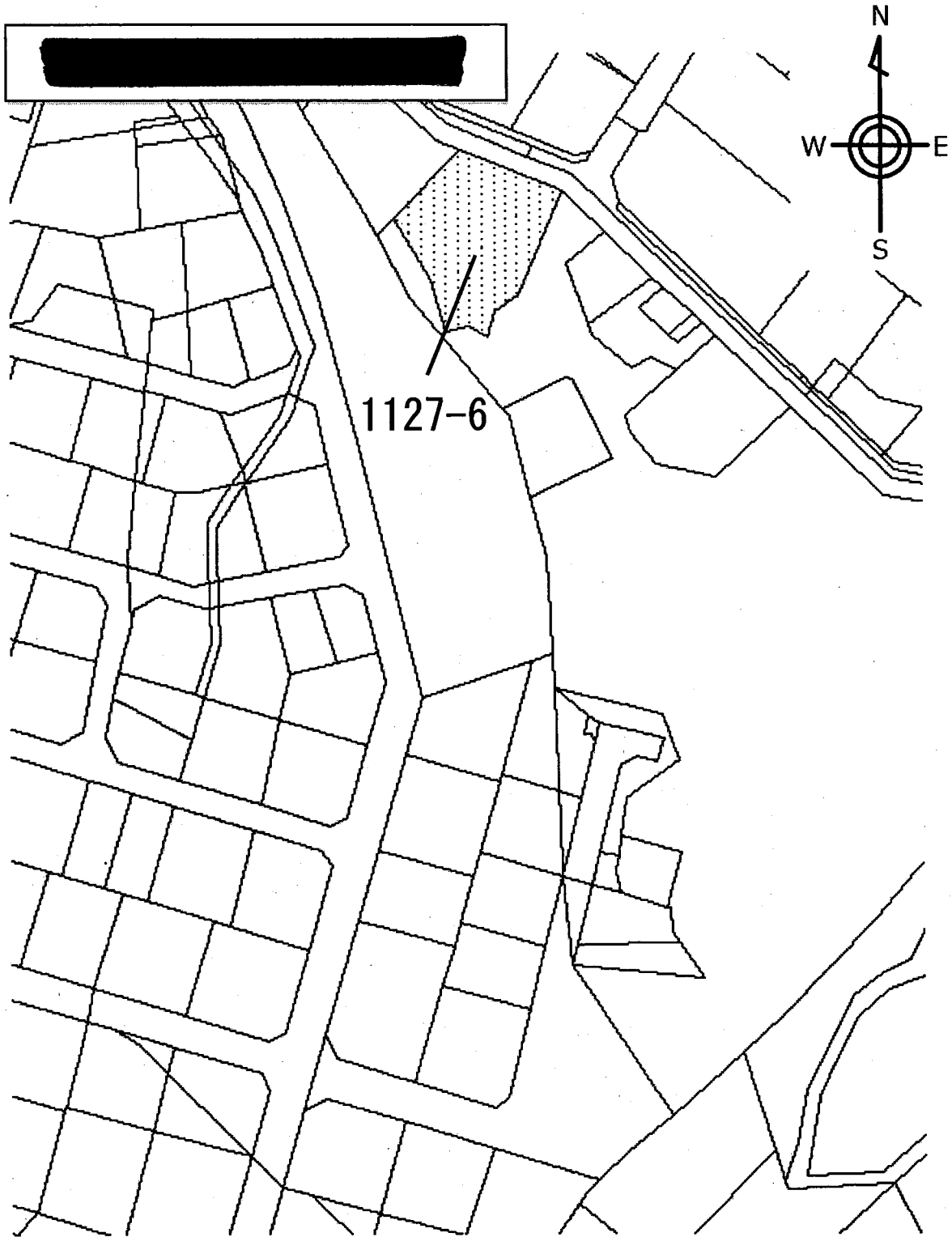


地番図

鎌倉市土地開発公社 分



地番図



不動産の取得について

山ノ内西瓜ヶ谷緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1091番 外4筆	山林	5,810.00㎡ (約1,757.5坪)	5,810.00㎡ (約1,757.5坪)

別紙一覧表のとおり

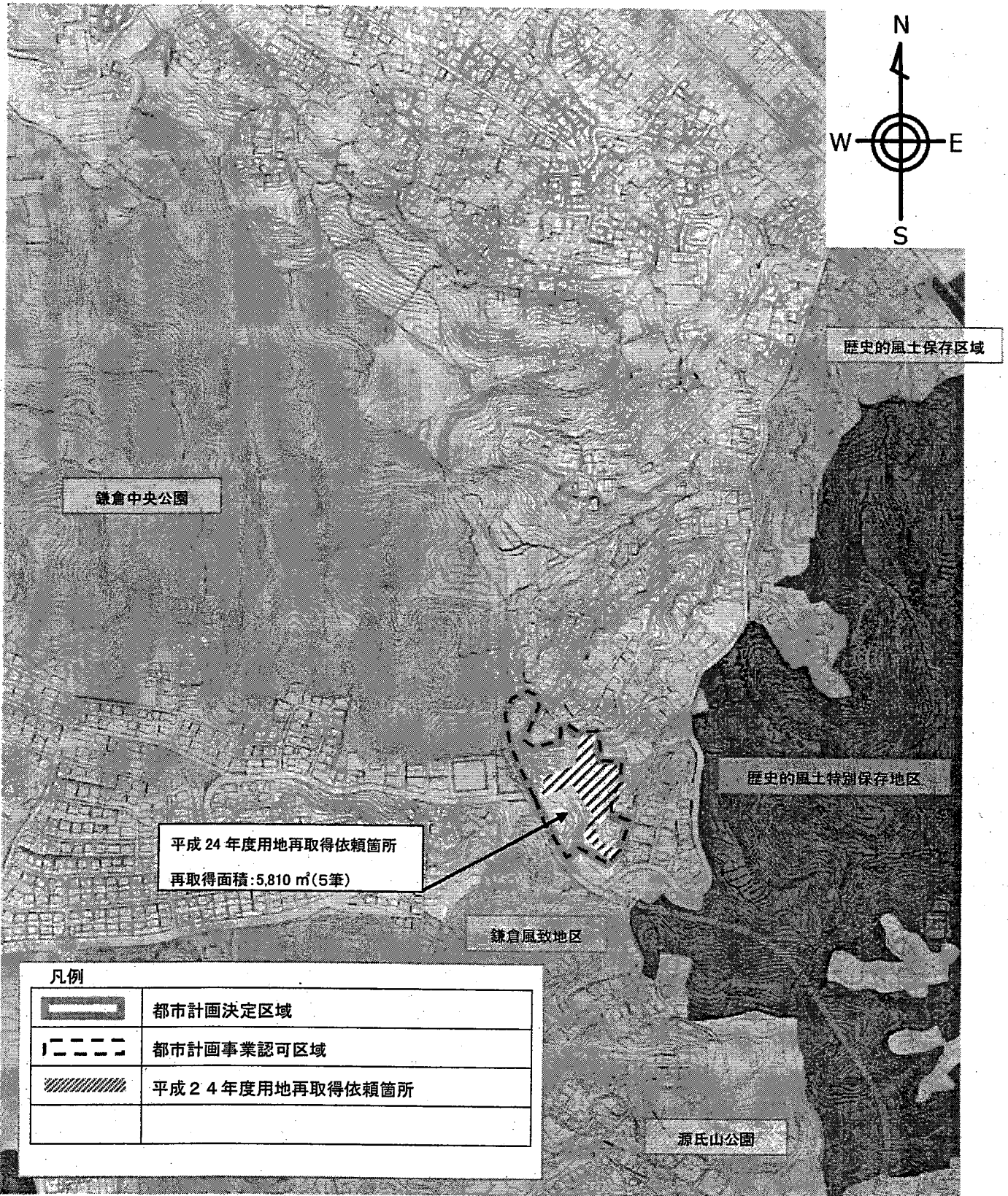
2 取得価格 93,538,000円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市土地開発公社

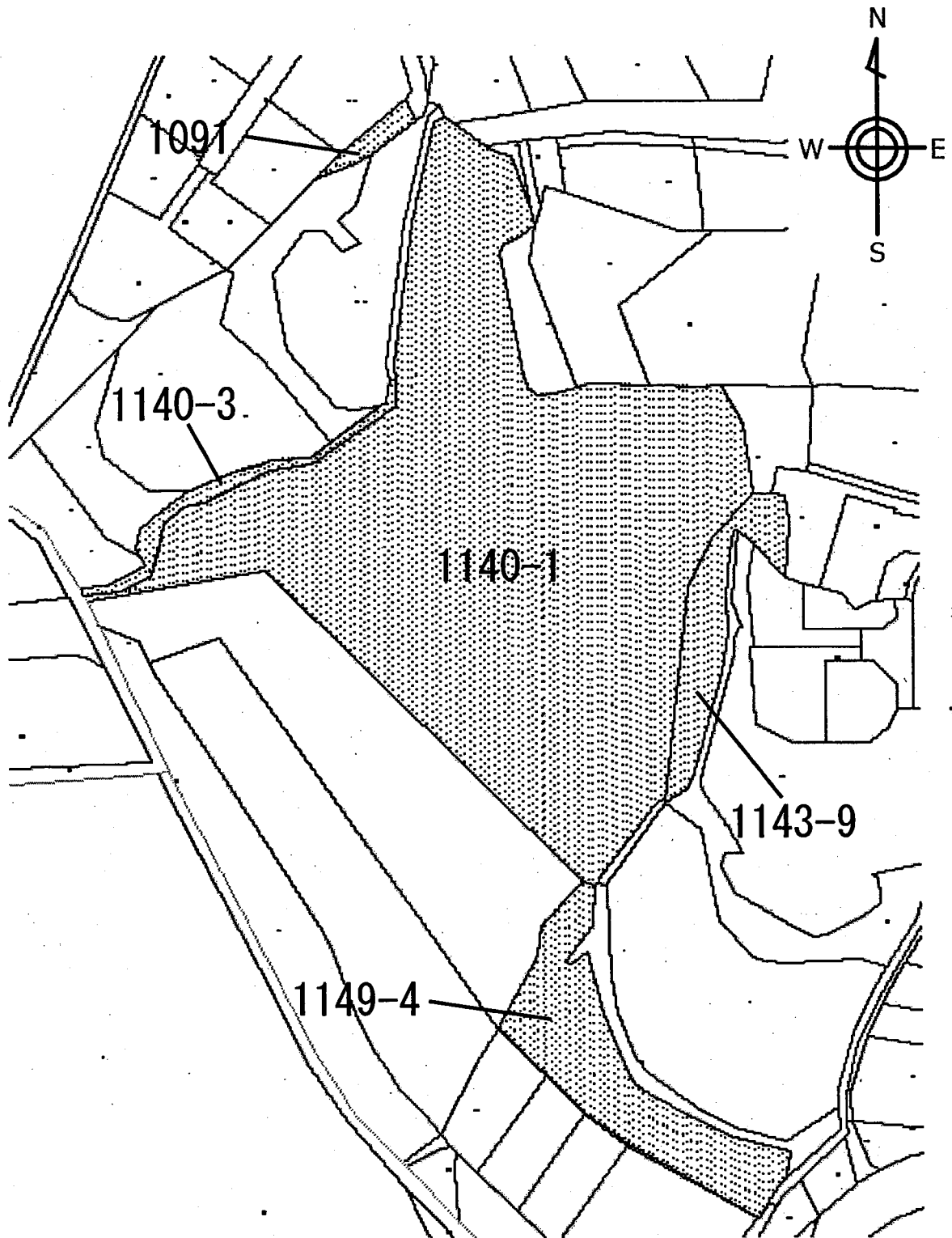
別紙一覧表

	所在地番	地目	公簿面積(m ²)	取得面積(m ²)
1	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1091番	山林	69.00	69.00
2	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1140番1	山林	4,534.00	4,534.00
3	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1140番3	山林	105.00	105.00
4	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1143番9	山林	358.00	358.00
5	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1149番4	山林	744.00	744.00
	合計		5,810.00	5,810.00

案内图



地番図



求償金減額等調停事件の和解について

申立人 [REDACTED] と相手方鎌倉市の間で調停中の鎌倉簡易裁判所平成24年（ノ）第30号求償金減額等調停事件につき、次のとおり和解について議会の議決を求める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

申立人

[REDACTED]

相手方

鎌 倉 市

2 和解の要旨

- (1) 申立人は、相手方に対し、相手方が横浜地方裁判所平成18年（ワ）第2990号事件の原告に支払った損害賠償金に係る国家賠償法第1条第2項に基づく求償金として金240万円及びこれに対する平成19年7月23日以降の年5分の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- (2) 申立人は、相手方に対し、前項の金員のうち、金240万円を、次のとおり分割して、それぞれ相手方の指定する方法（納入通知書による）により支払う。

- ア. 調停成立時に金25万円
- イ. 平成25年6月30日限り、12万円
- ウ. 平成25年12月31日限り、12万円
- エ. 平成26年6月30日限り、12万円
- オ. 平成26年12月31日限り、12万円
- カ. 平成27年6月30日限り、12万円
- キ. 平成27年12月31日限り、12万円
- ク. 平成28年6月30日限り、12万円
- ケ. 平成28年12月31日限り、12万円
- コ. 平成29年6月30日限り、12万円
- サ. 平成29年12月31日限り、12万円
- シ. 平成30年6月30日限り、12万円
- ス. 平成30年12月31日限り、12万円
- セ. 平成31年6月30日限り、12万円
- ソ. 平成31年12月31日限り、12万円
- タ. 平成32年6月30日限り、12万円
- チ. 平成32年12月31日限り、12万円
- ツ. 平成33年6月30日限り、12万円
- テ. 平成33年12月31日限り、11万円

- (3) 申立人が前項の金員の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を失い、申立人は、相手方に対し、第1項の求償金元本の額から既払金を控除した残額及びこれに対する平成19年7月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 申立人が、遅滞なく第2項の分割金を全額支払ったときは、相手方は申立人に対し、第1項の遅延損害金の支払義務を免除する。
- (5) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (6) 申立人及び相手方は、本件に関し、本調停事項に定めるもののほか、他に何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 調停費用は各自の負担とする。

3 事件の概要

横浜地方裁判所平成18年（ワ）第2990号損害賠償請求事件について、平成19年7月に原告と鎌倉市の間で和解が成立した。

鎌倉市は当該事件の原告に和解金240万円を平成19年7月23日に支払い、以降、国家賠償法第1条第2項に基づく求償金の請求を、本市元教員■■■■■■■■■■へ行ってきたが、その支払はなかった。

今回の事件は、平成24年5月28日に■■■■■■■■■■が、鎌倉市を相手方として、損害賠償求償金の減額等を求める調停を鎌倉簡易裁判所に申し立てたものであり、同裁判所から上記内容の調停案が示され、双方が受け入れるものである。

議案第 60 号

指定管理者の指定について

鎌倉市スポーツ施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉体育館

大船体育館

鎌倉武道館

見田記念体育館

2 指定管理者となる団体

東京都品川区東品川四丁目10番地1号

鎌倉KKスポーツユナイテッド

共同事業体代表者

株式会社 コナミスポーツ&ライフ

代表取締役社長 田中 富美明

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 61 号

指定管理者の指定について

鎌倉市障害児活動支援センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市障害児活動支援センター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市鎌倉山二丁目8番34号

社会福祉法人 ほしづきの里

理事長 酒井 捷 允

3 指 定 の 期 間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 62 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を
受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の制定
について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例を次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法第314条の7第1項第4号に規定する個人住民税の寄附
金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定
めるものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる

特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）第24条の2の期間を別表のとおり定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（市税条例の一部改正）

- 2 鎌倉市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第10号中「その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる」を「次条に掲げる」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第24条の2 法第314条の7第1項第4号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 年 月条例第 号）に定める特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）の行う同法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、（同条例で定める期間内に支出されたものに限る。）とする。

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	鎌倉市市税条例第24条の2の期間
特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区新横浜一丁目16番地2	平成24年1月1日から平成29年7月31日まで
特定非営利活動法人あつとほ一む	横浜市都筑区牛久保西三丁目2番7号	平成24年1月1日から平成29年10月31日まで

議案第 63 号

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例の制定について

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準等を定める条例を次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものである。

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針（第7条）

第2節 従業者に関する基準（第8条）

第3節 設備に関する基準（第9条）

第4節 運営に関する基準（第10条—第17条）

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針（第18条）

第2節 従業者に関する基準（第19条）

第3節 設備に関する基準（第20条）

第4節 運営に関する基準（第21条—第23条）

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第24条）

第2節 従業者及び設備に関する基準（第25条—第28条）

第3節 運営に関する基準（第29条—第32条）

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第33条）

第2節 従業者等に関する基準（第34条・第35条）

第3節 設備に関する基準（第36条・第37条）

第4節 運営に関する基準（第38条—第42条）

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第43条）

第2節 従業者等に関する基準（第44条・第45条）

第3節 設備に関する基準（第46条）

第4節 運営に関する基準（第47条—第51条）

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第52条）

第2節 従業者に関する基準（第53条）

第3節 設備に関する基準（第54条）

第4節 運営に関する基準（第55条—第59条）

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針（第60条）

第2節 従業者に関する基準（第61条）

第3節 設備に関する基準（第62条）

第4節 運営に関する基準（第63条—第68条）

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第69条—第74条）

第9章 複合型サービス

第1節 基本方針（第75条）

第2節 従業者等に関する基準（第76条・第77条）

第3節 設備に関する基準（第78条・第79条）

第4節 運営に関する基準（第80条—第82条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2及び第78条の4の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。
- (3) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費（以下「地域密着型介護サービス費」という。）の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払

われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス事業者（以下「指定事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第4条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第5条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(基準等の特例)

第6条 この条例の規定にかかわらず、本市の区域外に所在する地域密着型サービス事業所に係る法第42条の2第1項本文の指定に当たっては、当該地域密着型サービス事業所の所在する市町村の条例に規定する基準等を適用するものとする。

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針

第7条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回を行い、又は随時通報を受けることによりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護において提供するサービスは、規則に定める。

第2節 従業者に関する基準

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに、必要に応じて置くべき訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、相談室及び事務室を有するほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

第10条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）第3条の3第1号に規定する定期巡回サービスをいう。）及び訪問看護サービス（省令第3条の3第4号に規定する訪問看護サービスをいう。）については、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（重要事項の説明及び同意）

第11条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みをした者（以下この条及び第13条において「利用申込者」という。）又はその家族に対し、規則に定めるところにより、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説

明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域(第11条の規定により、当該事業者が当該サービスを提供する地域としてあらかじめ利用申込者に説明をした地域をいう。)以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(秘密保持義務等)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しなければならない。

（委任）

第17条 第10条から前条までに定めるもののほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針

第18条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回を行い、又は随時通報を受けることによりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定夜間対応型訪問介護において提供するサービスは、規則に定める。

第2節 従業者に関する基準

第19条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに、必要に応じて置くべき訪問介護員等、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第20条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、相談室及び事務室を有するほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針）

第21条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービス（省令第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。）については、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス（同項に規定するオペレーションセンターサービスをいう。）及び随時訪問サービス（同項に規定する随時訪問サービスをいう。）については、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第22条 第11条から第16条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。

(委任)

第23条 前2条に定めるもののほか、指定夜間対応型訪問介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第24条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 従業者及び設備に関する基準

(従業者の員数等)

第25条 指定認知症対応型通所介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに、必要に応じて置くべき生活相談員、機能訓練指導員（省令第42条第5項に規定する機能訓練指導員をいう。）、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

(設備及び備品等)

第26条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（省令第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う事業所をいう。）は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(利用定員)

第27条 指定認知症対応型通所介護事業所において同時に指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限は、規則で定める。

(共用型指定認知症対応型通所介護事業者の要件)

第28条 共用型指定認知症対応型通所介護(省令第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。)の運営について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第3節 運営に関する基準

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第29条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(利用料等の受領)

第30条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規

則に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(準用)

第31条 第11条、第12条及び第14条から第16条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

(委任)

第32条 第29条から前条までに定めるもののほか、指定認知症対応型通所介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第33条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 従業者等に関する基準

(従業者の員数等)

第34条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに、必要に応じて置くべき看護師、介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の資格)

第35条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、老人デイサービスセンター(同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設(法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)、指定小規模多機能型居宅介護事業所、第44条に規定する指定認知症対応型共

同生活介護事業所、第76条に規定する指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第36条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数の上限及び1日当たりの利用者の数の上限は、規則で定める。

(設備及び備品等)

第37条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第38条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(利用料等の受領)

第39条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第40条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(準用)

第41条 第11条、第12条及び第14条から第16条までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(委任)

第42条 第38条から前条までに定めるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第43条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 従業者等に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに、必要に応じて置くべき計画作成担当者(省令第90条第5項に規定する計画作成担当者をいう。)、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の資格)

第45条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第46条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとする。

- 2 共同生活住居は、居室、居間、食堂、台所、浴室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
- 3 前2項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第47条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の入居の申込みを行った者（以下この条において「入居申込者」という。）の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院し、治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業

者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第48条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活居宅介護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第49条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(準用)

第50条 第11条、第12条、第14条、第16条及び第40条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(委任)

第51条 第47条から前条までに定めるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第52条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2節 従業者に関する基準

第53条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに、必要に応じて置くべき生活相談員、機能訓練指導員（省令第110条第5項に規定する機能訓練指導員をいう。）、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

第54条 指定地域密着型特定施設は、介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。）、一時介護室（一時的に利用者をして指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂、機能訓練室、相談室及び事務室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあつては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（重要事項の説明及び契約の締結）

第55条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、指定地域密着型特定施設の入居の申込みをした者（以下この条及び次条において「入居申込者」という。）又はその家族に対し、規則に定めるところにより、

入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第56条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院し、治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第57条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係る

サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(準用)

第58条 第14条から第16条まで及び第40条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(委任)

第59条 第55条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

第60条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 従業者に関する基準

第61条 指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに、必要に応じて置くべき医師、生活相談員、介護の業務に従事する者（以下「介護職員」という。）、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）、栄養士、機能訓練指導員（省令第131条第9項に規定する機能訓練指導員をいう。）、介護支援専門員その他

の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第62条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、居室、静養室、浴室、洗面設備、便所、食堂、機能訓練室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(入退所)

第63条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所の申込みをした者（以下この条において「入所申込者」という。）の数が入所定員から現に入所している者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

- 7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する「居宅サービス計画」をいう。）の作成等に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第64条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。以下同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際にその入所者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、規則に定める費用の額の支払を入所者から受けることができる。

- 4 指定地域密着型特介護老人福祉施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、規則で定める方法により、当該サービスの内容及び費用について入所者の同意を得なければならない。

（秘密保持義務等）

第65条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第66条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(準用)

第67条 第11条、第12条、第16条及び第40条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(委任)

第68条 第63条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第69条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第70条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅にお

ける生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備に関する基準)

第71条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、居室、共同生活室、洗面設備及び便所を含むユニット(省令第158条に規定するユニットをいう。)、浴室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(利用料等の受領)

第72条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、規則に定める費用の額の支払を受けることができる。

- 4 ユニット型指定地域密着型特介護老人福祉施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、規則で定める方法により、当該サービス内容及び費用について入居者の同意を得なければならない。

(準用)

第73条 第11条、第12条、第16条、第40条、第63条、第65条及び第66条の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(委任)

第74条 前2条に定めるもののほか、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の運営に関する基準は、規則で定める。

第9章 複合型サービス

第1節 基本方針

第75条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第33条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 従業者等に関する基準

（従業者の員数等）

第76条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「指定複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）ごとに、必要に応じて置くべき看護師、介護支援専門員、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

（指定複合型サービス事業者の代表者の資格）

第77条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第78条 指定複合型サービス事業所の登録者の数の上限及び1日当たりの利用者の数の上限は、規則で定める。

（設備及び備品等）

第79条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(指定複合型サービスの基本取扱方針)

第80条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第81条 第11条、第12条、第14条から第16条まで、第39条及び第40条の規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。

(委任)

第82条 前2条に定めるもののほか、指定複合型サービスの事業の運営に関する基準は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「設けるとともに、相談室及び事務室を有する」とあるのは、「設ける」とする。

3 この条例の施行の際現に存する指定夜間対応型訪問介護事業所に対する第20条第1項の規定の適用については、同項中「設けるとともに、相談室及び事務室を有する」とあるのは、「設ける」とする。

4 この条例の施行の際現に存する指定小規模多機能型居宅介護事業所に対する第37条第1項の規定の適用については、同項中「、浴室、相談室及び事務室」とあるのは、「及び浴室」とする。

5 この条例の施行の際現に存する指定認知症対応型共同生活介護事業所に対する第46条第2項の規定の適用については、同項中「、浴室、相談室及び事務室」とあるのは、「及び浴室」とする。

6 この条例の施行の際現に存する指定地域密着型特定施設に対する第54条第1項の規定の適用については、同項中「、機能訓練室、相談室及び事務室」とあるのは、「及び機能訓練室」とする。

7 この条例の施行の際現に存する指定地域密着型介護老人福祉施設に対する第62条第1項の規定の適用については、同項中「、機能訓練室、相談室及び事務室」とあるのは、「及び機能訓練室」とする。

- 8 この条例の施行の際現に存するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に対する第71条第1項の規定の適用については、同項中「、浴室、相談室及び事務室」とあるのは、「及び浴室」とする。
- 9 この条例の施行の際現に存する指定複合型サービス事業所に対する第79条第1項の規定の適用については、同項中「、浴室、相談室及び事務室」とあるのは、「及び浴室」とする。

議案第 64 号

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の制定について

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように定
める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービス
の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定めるものである。

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 介護予防認知症対応型通所介護
 - 第1節 基本方針（第6条）
 - 第2節 従業者及び設備等に関する基準（第7条—第10条）
 - 第3節 運営に関する基準（第11条—第17条）
 - 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第18条）
- 第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 第1節 基本方針（第19条）
 - 第2節 従業者等に関する基準（第20条・第21条）
 - 第3節 設備に関する基準（第22条・第23条）
 - 第4節 運営に関する基準（第24条—第27条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第28条）
- 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - 第1節 基本方針（第29条）
 - 第2節 従業者等に関する基準（第30条・第31条）
 - 第3節 設備に関する基準（第32条）
 - 第4節 運営に関する基準（第33条—第37条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第38条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12及び第115条の14の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地

域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。

- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス それぞれ法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (3) 利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費 (以下「地域密着型介護予防サービス費」という。)の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下「指定事業者」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ)、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。
(基準等の特例)

第5条 この条例の規定にかかわらず、本市の区域外に所在する地域密着型介護予防サービス事業所に係る法第54条の2第1項本文の指定に当たっては、当該地域密着型介護予防サービス事業所の所在する市町村の条例に規定する基準等を適用するものとする。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第6条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 従業者及び設備等に関する基準

（従業者の員数等）

第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに、必要に応じて置くべき生活相談員、機能訓練指導員（指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）第5条第5項に規定する機能訓練指導員をいう。）、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

（設備及び備品等）

第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

（利用定員）

第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限は、規則で定める。

（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の要件）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（省令第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。）は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サー

ビスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。)の運営について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第3節 運営に関する基準

(重要事項の説明及び同意)

第11条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みをした者(以下この条において「利用申込者」という。)又はその家族に対し、規則に定めるところにより、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額の

ほか、規則に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(秘密保持義務等)

第14条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第15条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者（法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照

会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しなければならない。

(委任)

第17条 第11条から前条までに定めるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、規則に定める。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第19条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型

居宅介護(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 従業者等に関する基準

(従業者の員数等)

第20条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに、必要に応じて置くべき看護師、介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の資格)

第21条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、老人デイサービスセンター(同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設(法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。)として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第22条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数の上限及び1日当たりの利用者の数の上限は、規則で定める。

(設備及び備品等)

第23条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第24条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第25条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(準用)

第26条 第11条、第12条及び第14条から第16条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(委任)

第27条 第24条から前条までに定めるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第28条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、規則に定める。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第29条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常

生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 従業者等に関する基準

(従業者の員数等)

第30条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに、必要に応じて置くべき計画作成担当者(省令第70条第5項に規定する計画作成担当者をいう。)、管理者その他の従業者の員数及び当該従業者に係る基準は、規則で定める。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の資格)

第31条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第32条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとする。

- 2 共同生活住居は、居室、居間、食堂、台所、浴室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
- 3 前2項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第33条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の入居の申込みを行った者(以下この条において「入居申込者」という。)の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院し、治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第34条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第35条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(準用)

第36条 第11条、第12条、第14条、第16条及び第25条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(委任)

第37条 第33条から前条までに定めるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第38条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、規則に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対する第23条第1項の規定の適用については、同項中「、浴室、相談室及び事務室」とあるのは、「及び浴室」とする。

3 この条例の施行の際現に存する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対する第32条第2項の規定の適用については、同項中「、浴室、相談室及び事務室」とあるのは、「及び浴室」とする。

議案第 65 号

鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する
条例の制定について

鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例を次のよう
に定める。

平成24年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）に基づく水道の衛生対策に関する事務が県から市に移譲されることに伴い、基準等を定めるものである。

鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 小規模水道（第3条—第13条）
- 第3章 小規模受水槽水道（第14条—第16条）
- 第4章 監督（第17条—第19条）
- 第5章 雑則（第20条・第21条）
- 第6章 罰則（第22条—第25条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に設置されたものを除く。
- (2) 小規模水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する水道事業（以下「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第6項に規定する専用水道（以下「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するものを除く。
- (3) 小規模受水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。
- (4) 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道の設置者の管理に属するものをいう。

- (5) 小規模水道の布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

第2章 小規模水道

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設 できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 浄水施設 原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事の概要書その他規則で

定める書類（図面を含む。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 水源の種別及び取水地点
- (2) 原水の水質試験結果
- (3) 小規模水道施設の概要
- (4) 浄水方法

3 市長は、第1項の申請があった場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を示して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、第1項の申請があった日から起算して20日以内に、書面をもってしなければならない。

（給水開始前の届出及び水質検査）

第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了した場合において、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を届け出て、かつ、規則で定めるところにより、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項に規定する水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

（変更及び廃止の届出）

第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書に記載した事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。小規模水道を廃止したときも、同様とする。

（水質検査）

第9条 小規模水道の設置者は、その供給する水について、1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより、定期の水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、その供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該水質検査の結果を、速やかに市長に届け出なけ

ればならない。

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 前号の施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより塩素消毒を行うこと。

(技術担当者の設置等)

第11条 小規模水道の設置者は、小規模水道の管理について技術上の業務を行わせるため、当該業務について相当の技術を有する者（以下「技術担当者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術担当者となることを妨げない。

- 2 小規模水道の設置者は、技術担当者を置いたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。技術担当者を変更したときも、同様とする。

(技術担当者の業務)

第12条 技術担当者は、第9条第1項及び第2項並びに第10条第3号の規定による検査及び消毒に関する業務のほか、施設の点検その他適正な水質管理を行うために必要な業務に従事するものとする。

(給水の緊急停止)

第13条 小規模水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 小規模水道の設置者は、前項の規定により給水を停止したときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

第3章 小規模受水槽水道

(給水開始の届出)

第14条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更又は廃止の届出)

第15条 小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。小規模受水槽水道を廃止したときも、同様とする。

(管理基準等)

第16条 小規模受水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより水質検査を行うこと。
 - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、1年以内ごとに1回、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水槽の有効容量が8立方メートル以下の小規模受水槽水道についてはこの限りでない。
- 3 市長は、小規模受水槽水道の設置者が前項の規定による検査を受けないときは、当該小規模受水槽水道設置者に対して、期限を定めて、検査を受けるべき旨を命ずることができる。
- 4 小規模受水槽水道の設置者は、第2項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

第4章 監督

(改善命令等)

第17条 市長は、小規模水道について、当該小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期限を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

- 2 市長は、小規模水道の設置者が第7条第1項に規定する水質検査を実施しないで給水を開始したときは、当該小規模水道設置者に対して、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。

- 3 市長は、小規模水道の設置者が第9条第1項又は第2項に規定する検査を実施しないときは、当該小規模水道設置者に対して、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。
- 4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期限を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 5 市長は、小規模受水槽水道の管理が前条第1項の規定による管理基準に適合していないと認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者に対して、期限を定めて、当該小規模受水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第18条 市長は、小規模水道又は小規模受水槽水道の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模水道の設置者から小規模水道の工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

- 2 市長は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模受水槽水道の設置者から小規模受水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模受水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(地位の承継の届出)

第20条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、小規模水道又は小規模受水槽水道の所有権その他施設の管理に関する権原を取得し、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第22条 第13条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで工事に着手した者
- (2) 第16条第3項の規定による命令に違反した者
- (3) 第17条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者
- (4) 第18条の規定による給水停止命令に違反した者

第24条 第19条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。）の規定により神奈川県知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に県条例の規定により神奈川県知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の相当規定により市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議案第 66 号

鎌倉市道に設ける道路標識に関する寸法等を
定める条例の制定について

鎌倉市道に設ける道路標識に関する寸法等を定める条例を次のよ
うに定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

道路法の一部改正に伴い、鎌倉市道に設ける案内標識及び警戒標
識等の寸法等を定めるものである。

鎌倉市道に設ける道路標識に関する寸法等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定に基づき、市が管理する道路（以下「市道」という。）に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法等を定めるものとする。

(道路標識の種類及び番号)

第2条 この条例における道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）別表第1に定めるところによる。

(案内標識の寸法等)

第3条 標識令第3条の2の案内標識（以下「案内標識」という。）のうち、別表に掲げるものの辺の長さは、同表に定めるとおりとする。

2 別表に掲げる案内標識以外の案内標識の辺の長さは、当該案内標識に表示する文字（記号を表示する場合にあっては、文字及び記号）の大きさ及びその数並びに縁、縁線及び区分線の太さに応じた辺の長さとするものとする。

(警戒標識の寸法等)

第4条 標識令第3条の2の警戒標識（以下「警戒標識」という。）の辺の長さは、一辺45センチメートルを基準とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合は、同項に規定する辺の長さの1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる。

(補助標識の寸法等)

第5条 標識令第3条の2の補助標識（以下「補助標識」という。）の辺の長さは、縦10センチメートル以上、横40センチメートル以上60センチメートル以下（「注意事項（510）」を表示する補助標識にあっては、一辺30センチメートル）を基準とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助標識は、その附置される案内標識又は警戒標識を拡大し、又は縮小するときは、その辺の長さを同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法等に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条）

案内標識		辺の長さ
種類	番号	
待避所	116の3	縦90センチメートル、横60センチメートル
駐車場	117-A	縦60センチメートル、横60センチメートル
登坂車線	117の2-A	縦60センチメートル、横160センチメートル
総重量限度緩和指定道路	118の3-A	縦70センチメートル、横100センチメートル
総重量限度緩和指定道路	118の3-B	縦70センチメートル、横100センチメートル
高さ限度緩和指定道路	118の4-A	縦70センチメートル、横100センチメートル
高さ限度緩和指定道路	118の4-B	縦70センチメートル、横100センチメートル
道路の通称名	119-A	縦24センチメートル、横80センチメートル
道路の通称名	119-B	縦24センチメートル、横80センチメートル
道路の通称名	119-C	縦80センチメートル、横20センチメートル
まわり道	120-A	縦30センチメートル、横45センチメートル

備考

- 案内標識の種類に応じ、この表の右欄に掲げる辺の長さを基準とする。
- 市道に設ける「駐車場」を表示する案内標識については、便所を示す記号を表示する場合にあっては、この表に定める横の辺の長さを同表の辺の長さの2.5倍まで拡大することができる。
- 市道に設ける「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、この表に定める辺の長さ（2に規定するところにより同表の横の辺の長さを拡大する場合にあっては、当該拡大後の同表の辺の長さ）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

- 4 市道に設ける「登坂車線」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、この表に定める辺の長さの1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 5 市道に設ける「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数によりこの表に定める横の辺の長さ（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦の辺の長さ）を拡大することができる。

議案第 67 号

鎌倉市道の構造に関する技術的基準を定める条例の
制定について

鎌倉市道の構造に関する技術的基準を定める条例を次のように定
める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

道路法の一部改正に伴い、鎌倉市道の構造に関する技術的基準を
定めるものである。

鎌倉市道の構造に関する技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定に基づき、市が管理する道路（以下「市道」という。）を新設し、又は改築する場合における当該市道の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- (2) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- (3) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- (4) 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。
- (5) 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。）をいう。
- (6) 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。
- (7) 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。
- (8) 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- (9) 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。
- (10) 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (11) 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分をいう。
- (12) 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分

分をいう。

- (13) 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分
をいう。
- (14) 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道
の部分を用いる。
- (15) 軌道敷 専ら路面電車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1
項第13号に規定する路面電車をいう。以下同じ。）の通行の用に供するこ
とを目的とする道路の部分を用いる。
- (16) 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若し
くは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差
点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられ
る島状の施設を用いる。
- (17) 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環
境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵そ
の他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分を用
いる。
- (18) 植樹柵^{ます} 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環
境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために歩道、自転車道
及び自転車歩行者道の一部に縁石線又は柵その他これに類する工作物によ
り区画して設けられる柵状^{ます}の部分を用いる。
- (19) 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自
転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路（道路法第48条
の14第2項に規定する自転車専用道路を用いる。以下同じ。）、自転車歩行
者専用道路（同項に規定する自転車歩行者専用道路を用いる。以下同じ。）
又は歩行者専用道路（同項に規定する歩行者専用道路を用いる。以下同じ。）
に設けられるものをいう。
- (20) 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い
地域を用いる。
- (21) 地方部 都市部以外の地域を用いる。
- (22) 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の
発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、道路構造令施行規則
（昭和46年建設省令第7号）第1条第2項に定めるところにより、当該道
路の新設又は改築に関する計画を策定する者で同条第1項に定めるものが

定める自動車の日交通量をいう。

(23) 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。

(24) 視距 車線（車線を有しない道路にあっては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

（市道の区分）

第3条 市道の区分は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）第3条に定めるところによる。

（車線等）

第4条 車道（次に掲げるものを除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の市道にあっては、この限りでない。

(1) 副道

(2) 停車帯

(3) 交差点

(4) 車両の通行の用に供するため中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）が切断された車道の部分

(5) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯

(6) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間

(7) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 市道の区分及び地方部に存する市道にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である市道の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		設計基準交通量（単位 1日につき台）
第3種	第2級	9,000
	第3級	8,000
	第4級	8,000
第4種	第1級	12,000
	第2級	10,000
	第3級	9,000

交差点の多い第4種の市道については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

- 3 前項に規定する市道以外の市道（第3種第5級及び第4種第4級の市道を除く。）の車線の数に4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該市道の区分及び地方部に存する市道にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該市道の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		1車線当たりの設計基準交通量(単位 1日につき台)
第3種	第2級	9,000
	第3級	8,000
第4種	第1級	12,000
	第2級	10,000
	第3級	10,000

交差点の多い第4種の市道については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、市道の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分		車線の幅員(単位 メートル)	
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭^ま窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。
(車線の分離等)

第5条 車線の数が4以上である市道（対向車線を設けない市道を除く。以下この条において同じ。）は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合において、往復の方向別に分離するものとする。

- 2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

- 3 中央帯の幅員は、当該市道の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の市道又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。
6 分離帯には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の市道には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第7条 市道には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、市道の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の市道又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）		
第3種	第2級から	普通道路	0.75	0.5
	第4級まで	小型道路	0.5	
	第5級		0.5	
第4種			0.5	

- 3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。
- 4 第3種（第5級を除く。）の普通道路のトンネルの車道に接続する路肩の幅員は、0.5メートルまで縮小することができる。
- 5 副道に接続する路肩の幅員は、第2項の規定にかかわらず、0.5メートルとするものとする。
- 6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける市道にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値又は第3項に定める車道の右側に設ける路肩の幅員の値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第8条 第4種（第4級を除く。）の市道には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合において

は、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第9条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員 (単位 メートル)
単線	3
複線	6

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の市道には、自転車道を市道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の市道又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の市道(前項に規定する市道を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を市道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該市道の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の市道(自転車道を設ける市道を除く。)には、自転車歩行者道を市道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い市道にあつては4メートル以上、その他の市道にあつては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設け

る場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の市道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該市道の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の市道(自転車歩行者道を設ける市道を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の市道(自転車歩行者道を設ける市道を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の市道には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第3種又は第4種第4級の市道(自転車歩行者道を設ける市道及び前項に規定する市道を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い市道にあつては3.5メートル以上、その他の市道にあつては2メートル以上とするものとする。

- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の市道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 5 歩道の幅員は、当該市道の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第14条 第4種第1級及び第2級の市道には、植樹帯を設けるものとし、その他の市道には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる市道の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該市道の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(植樹^{ます}枿)

第15条 前条第1項ただし書の場合においては、市道には、必要に応じ、植樹^{ます}枿を設けるものとする。

2 植樹^{ます}枿は、自転車及び歩行者の交通に支障を及ぼさない適切な大きさとするものとする。

3 植樹^{ます}枿の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第16条 市道（副道を除く。）の設計速度は、市道の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40

	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第17条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の円滑な走行のために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第35条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第18条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該市道の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第19条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該市道の区分に応じ、かつ、当該市道の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の市道で自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の市道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	最大片勾配 (単位 パーセント)
第3種	10
第4種	6

(曲線部の車線等の拡幅)

第20条 車道の曲線部においては、道路の設計の基礎とする自動車（構造令第4条第2項に規定する設計車両をいう。）及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない市道にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第4種の市道にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の市道の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該市道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第22条 視距は、当該市道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
60	75
50	55
40	40

30	30
20	20

2 車線の数が2である市道(対向車線を設けない市道を除く。)においては、必要に応じ、自動車追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第23条 車道の縦断勾配は、市道の区分及び市道の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第3種	普通道路	60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該市道の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の市道にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該市道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の市道（トンネルを除く。）の舗装は、当該市道の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第27条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第28条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該市道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの市道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

（排水施設）

第29条 市道には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水枡その他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第30条 市道は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上の道路と交会させてはならない。

- 2 市道が他の道路と同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該市道の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第31条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 市道を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第7条まで、第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第32条 市道が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合には、その交差する市道は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第33条 第3種第5級の市道には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない市道については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の市道の大部分が待避所から見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げるものを設けるものとする。

- (1) 横断歩道橋等
- (2) 柵
- (3) 照明施設
- (4) 視線誘導標
- (5) 緊急連絡施設
- (6) 駒止こまどめ
- (7) 道路標識
- (8) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- (9) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(凸部、狭窄部等)

第35条 第4種第4級の市道又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の市道には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第36条 自転車道等又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防護施設)

第38条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は市道の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第39条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該市道の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該市道の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の市道等)

第40条 橋、高架の市道その他これらに類する構造の市道は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の市道その他これらに類する構造の市道の構造の基準に関し必要な事項は、道路構造令施行規則第5条に定めるところによるものとする。

(附帯工事等の特例)

第41条 道路に関する工事により必要を生じた他の市道に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた市道に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定(第7条、第9条、第11条、第13条から第17条、第27条、第29条、第34条から第36条及び第38条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の市道の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第15条、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 市道の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該市道の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第15条、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当

でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第43条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第41条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。）は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第44条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第41条まで及び第42条第1項の規定は、適用しない。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 68 号

鎌倉市道における移動等円滑化のために必要な道路の
構造に関する基準を定める条例の制定について

鎌倉市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する
基準を定める条例を次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、鎌倉市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造基準を定めるものである。

鎌倉市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 歩道等（第3条—第11条）
- 第3章 立体横断施設（第12条—第17条）
- 第4章 乗合自動車停留所（第18条・第19条）
- 第5章 路面電車停留場等（第20条—第22条）
- 第6章 自動車駐車場（第23条—第33条）
- 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第34条—第38条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市が管理する道路における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号及び第13号に限る。）及び鎌倉市道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成 年 月条例第 号。以下「市道構造条例」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。
- (2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。
- (3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、市道構造条例に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、市道構造条例に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道又は交差点に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、次に定める構造とするものとする。

(1) 車道等の部分より高くすること。

(2) 段差は、次に定める構造とすること。

ア 2センチメートルを標準とすること。

イ 車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)の通行に支障のない構造とすること。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とし、長さ1.5メートル以上の水平区間を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道等が交差点と接する部分には、必要に応じて車の巻き込みを防止する構造物を設置するよう努めるものとする。

(横断歩道が分離帯を横断する部分)

第10条 横断歩道が分離帯(中央帯のうち側帯以外の部分をいう。以下同じ。)を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけるものとする。ただし、歩行者等の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合は、前条第1項による構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第11条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第12条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車いす使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に適切な高さの手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とし、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を制御する装置を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利

用する操作盤は、点字及び文字の浮き彫り、音声による案内等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分は、高低差がないものとし、その有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側の適切な高さに設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(11) 傾斜部の端部は、車いすの転回に支障がない構造とすること。

(エスカレーター)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側の適切な高さに設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側の適切な高さに設けること。

- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第18条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第19条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

第20条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。

- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第21条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第22条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第23条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- (4) 水平な場所に設けるよう努めること。

(障害者用停車施設)

第24条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、

障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（出入口）

第25条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

（通路）

第26条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

（エレベーター）

第27条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入

口に近接して設けるものとする。

3 第13条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第13条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

（傾斜路）

第28条 第14条の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

（階段）

第29条 第17条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

（屋根）

第30条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第26条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

（便所）

第31条 自動車駐車場に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

(5) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面設備を1以上設けること。

(6) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、次に定める構造の出入口を設けた便房を1以上設けること。

ア 出入口及び出入口の戸の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 出入口の戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

2 自動車駐車場に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第32条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 第26条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

(5) 出入口は、前項第1号に規定する通路に近接して設置すること。

(6) 鏡等を適切に配置した洗面設備を設けること。

(7) 乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第33条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第31条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第34条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第35条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第36条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。

ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第37条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。

ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(排水溝)

第38条 排水溝は、歩行者の通行に要する部分には原則設置しないものとする。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭^ま窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

議案第 69 号

鎌倉市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を
定める条例の制定について

鎌倉市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条
例を次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

河川法等の一部改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構
造に関する技術的基準を定めるものである。

鎌倉市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める
条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 堤防（第3条―第14条）
- 第3章 床止め（第15条―第18条）
- 第4章 水門及び樋門（第19条―第25条）
- 第5章 橋（第26条―第33条）
- 第6章 伏せ越し（第34条―第38条）
- 第7章 雑則（第39条―第41条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項の規定により市長が指定した準用河川（河川管理施設を含む。以下「河川」という。）に係る河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について、河川の管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画高水流量 過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、市長が定めた高水流量をいう。
- (2) 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水が河川外に流出することを防止し、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、市長が定めたものをいう。
- (3) 流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。
- (4) 計画高水位 計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、市長が定めた高水位をいう。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の右欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

項	計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)	計画高水位に加える値 (単位 メートル)
1	200未満	0.6
2	200以上500未満	0.8
3	500以上2,000未満	1.0
4	2,000以上5,000未満	1.2
5	5,000以上10,000未満	1.5
6	10,000以上	2.0

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、計画高水流量が

1 秒間につき500立方メートル以上である場合においても、3メートル以上とすることができる。

項	計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅 (単位 メートル)
1	500未満	3.0
2	500以上2,000未満	4.0
3	2,000以上5,000未満	5.0
4	5,000以上10,000未満	6.0
5	10,000以上	7.0

(盛土による堤防の法勾配等)

第8条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(小段)

第9条 堤防の安定を図るため必要がある場合においては、規則で定めるところにより、その中腹に小段を設けるものとする。

(護岸)

第10条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

(水制)

第11条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

(管理用通路)

第12条 堤防には、規則で定めるところにより、必要に応じて河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

(天端幅の規定の適用除外等)

第13条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条の規定は適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第14条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合には、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（前条を除く。）の規定を準用する。

第3章 床止め

(構造の原則)

第15条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工)

第16条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

(護岸)

第17条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

(魚道)

第18条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第4章 水門及び樋門

(構造の原則)

第19条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第20条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第21条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(ゲート等の構造)

第22条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第23条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さを下回らないものとするものとする。

(管理施設等)

第24条 水門及び樋門には、必要に応じ、適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第25条 第16条及び第17条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第5章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第26条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第27条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条

において同じ。)に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 堤防に設ける橋台(前項の橋台に該当するものを除く。)は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。
- 3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。
- 4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(橋脚)

第28条 河道内に設ける橋脚(基礎部(底版を含む。次項において同じ。)その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。)の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径(これに相当するものを含む。)の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所^だに設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

- 2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路の河床の表面から深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面より下の部分に設けることができる。

(径間長)

第29条 橋脚を河道内に設ける場合において、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離(河岸又は堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。)に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面)の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以

下この条において「径間長」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる値以上とするものとする。

- (1) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル未満の河川に設ける橋 12.5メートル
 - (2) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル以上の河川に設ける橋 15メートル
 - (3) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル以上2000立方メートル未満の河川に設ける橋 20メートル
- (桁下高等)

第30条 橋の桁下高は、計画高水流量に応じ、計画高水位に第6条第1項の表の右欄に掲げる値を加えた値以上で、当該地点における河川の兩岸の堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の表法肩^{のり}を結ぶ線の高さを下回らないものとする。

2 背水区間に設ける橋の桁下高は、治水上の支障がないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第6条第1項の表の右欄に掲げる値を加えた高さ

(2) 計画高水位

3 地盤沈下のおそれがある地域に設ける橋の桁下高は、前2項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

4 橋面(路面その他規則で定める橋の部分をいう。)の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第31条 第16条及び第17条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第32条 橋(取付部を含む。)は、規則で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(適用除外)

第33条 第27条第1項から第3項まで、第28条、第29条及び第30条の規定は、遊水地その他これらに類するものの区域(規則で定める要件に該当する区域を除く。)内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。

第6章 伏せ越し

(適用の範囲)

第34条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第35条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第36条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。)を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第20条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第37条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート(バルブを含む。次項において同じ。)を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第22条第3項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第24条の規定は伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第38条 伏せ越しは、低水路の河床の表面から、堤防(計画横断形が定められ

ている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。) の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状態その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第7章 雑則

(適用除外)

第39条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物(以下「河川管理施設等」という。)については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施工するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から前章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の特例)

第40条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下この条において同じ。)があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(小河川の特例)

第41条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、規則に定めるところにより、この条例の規定によらないものとすることができる。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 70 号

鎌倉市防災会議条例及び鎌倉市災害対策本部条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市防災会議条例及び鎌倉市災害対策本部条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成24年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

災害対策基本法の一部改正に伴い、鎌倉市防災会議条例で規定する鎌倉市防災会議の所掌事務等について必要な整備を行うとともに、鎌倉市災害対策本部条例の引用条項の整備を行うものである。

鎌倉市防災会議条例及び鎌倉市災害対策本部条例の一部を改正
する条例

(防災会議条例の一部改正)

第1条 鎌倉市防災会議条例（昭和38年7月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和36年法律第223号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織（法第5条第2項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験を有する者

第3条第6項中「及び第8号」を「から第9号まで」に改める。

第4条第2項中「委嘱」を「委嘱し、」に改める。

(災害対策本部条例の一部改正)

第2条 鎌倉市災害対策本部条例（昭和38年7月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

急傾斜地が崩壊等した場合の二次災害を防止するための復旧工事を助成対象に追加するものである。

鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例の一部を改正する条例

鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例（昭和52年12月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「既成宅地又は」を「既成宅地等における」に、「におけるがけ崩れ若しくは」を「の崩壊又は」に、「を防止するため、」を「及び当該災害の拡大等を防止するための」に改める。

第2条第1号中「既成宅地」を「既成宅地等」に改め、「土地」の次に「並びにそれらに類する土地として市長が別に定める土地」を加え、同条第3号中「既成宅地」を「既成宅地等」に、「がけ崩れ」を「急傾斜地の崩壊」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「既成宅地」を「既成宅地等」に、「がけ崩れ若しくは」を「急傾斜地の崩壊又は」に改め、「又は急傾斜地の崩壊」を削り、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 復旧工事 既成宅地等における急傾斜地の崩壊又は土砂の流出による災害によつて必要となつた工事であつて、当該災害の拡大及び再度災害を防止するための擁壁若しくは排水施設の設置又は改造その他の工事をいう。

第2条第6号中「既成宅地」を「既成宅地等」に、「急傾斜地崩壊防止工事及び伐採工事」を「伐採工事及び復旧工事」に改め、同条第7号中「既成宅地災害防止工事又は急傾斜地崩壊防止工事」を「防災工事（伐採工事を除く。）」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

資金助成の対象者は、宅造規制法第16条第2項若しくは第17条第1項又は急傾斜地災害防止法第9条第3項若しくは第10条第1項の規定による勧告若しくは改善命令を受け、又は市長から防災工事等の通知を受けた者（工事費補助金に係る資金助成の対象者にあつては、当該勧告若しくは通知を受けた日から1年又は改善命令を受けた日から6月を経過していないものに限る。）とする。

第10条第2号中「補助金等」を「工事費補助金」に改め、同条第3号中「設計書」を「工事費補助金の交付の決定の通知を受けた者が、設計書」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市からの事務又は事業を受託した者等又は派遣労働者に対し、個人情報の適切な管理のために自ら必要な措置を講じなければならない義務等を課すとともに、罰則規定等の整備を行うものである。

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

第7条第1項各号列記以外の部分中「（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改める。

第14条を次のように改める。

（委託に伴う個人情報の適正取扱措置）

第14条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたもの（そのものから当該委託に係る業務の全部又は一部の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けたものを含む。以下「受託者」という。）が個人情報の適正な取扱いのために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する委託に係る業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

（派遣労働者に対する個人情報の適正取扱措置）

第14条の2 実施機関は、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を行うため実施機関に派遣されている者をいう。以下同じ。）を個人情報の取扱いを伴う事務又は事業に従事させるときは、個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならな

い。

第15条を次のように改める。

(従事者等の義務)

第15条 指定管理者若しくは受託者の業務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者は、その業務又は役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第19条第1項第3号中「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）」を「法人等」に改める。

第25条中第4項を削り、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「できる」の次に「。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、開示決定等の内容が開示等の請求に係る個人情報の全部を開示するときを除き、その理由（当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を含む。）を明らかにしなければならない。

第25条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第26条第1項中「第6項」を「第5項」に改める。

第42条中「第13条若しくは第14条の業務に従事している者若しくは従事していた者」を「第15条に規定する者」に、「又は受託者がその業務上」を「、受託者又は派遣労働者がその業務又は役務の提供に関して」に改める。

第43条中「業務」の次に「又は役務の提供」を加える。

第45条中「第42条から前条まで」を「前3条」に改める。

第46条中「若しくは受託者に」を「又は受託者に」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第42条、第43条及び第46条の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

議案第 73 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、復興増税に係る個人市民税均等割の時限的な税率改正に関する規定等の整備を行うものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第2章」の次に「(第7条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第13条を除く。)」を加える。

附則に次の3項を加える。

(平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率の特例)

45 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率に係る第20条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「3,500円」とする。

46 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率の軽減に係る第21条の規定の適用については、同条中「1,500円」とあるのは、「2,000円」とする。

(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)

47 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第4条の改正規定及び次項の規定は平成25年1月1日から、附則に3項を加える改正規定及び第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、平成25年1月1日以後にする同条に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第4条に規定する行為については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第47項の規定は、平成24年4月1日以後において取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設について、平成25年度以後の年度分の固定資産税から適用する。

議案第 74 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、低炭素建築物
新築等計画の認定に係る申請手数料を徴収するため、必要な整備を
行うものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市調整部関係の款中第93項を第98項とし、第82項から第92項までを5項ずつ繰り下げ、同款第81項中「第88項」を「第93項」に改め、同項を同款第86項とし、同款第80項の次に次の5項を加える。

<p>81 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物調査機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合</p> <p style="text-align: right;">34,000円</p>
	<p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分をいう。以下同じ。）の場合（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）</p>	<p>次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数（以下「申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 申請戸数が1戸のもの 34,000円</p> <p>イ 2戸以上5戸以下のもの 69,000円</p> <p>ウ 6戸以上10戸以下のもの 97,000円</p> <p>エ 11戸以上25戸以下のもの 140,000円</p> <p>オ 26戸以上50戸以下のもの</p>

200,000円

カ 51戸以上100戸以下のもの

280,000円

キ 101戸以上200戸以下のもの

380,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの

500,000円

ケ 301戸以上のもの

590,000円

(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下の場合（同時に住宅部分の認定申請をする場合を含む。））の次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額

ア 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

総戸数が1戸のもの 34,000円

2戸以上5戸以下のもの 69,000円

6戸以上10戸以下のもの 97,000円

11戸以上25戸以下のもの 140,000円

26戸以上50戸以下のもの 200,000円

51戸以上100戸以下のもの 280,000円

101戸以上200戸以下のもの 380,000円

201戸以上300戸以

下のもの 500,000円

301戸以上のもの
590,000円

イ 共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。）次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル以下のもの 110,000円

300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの
180,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの
280,000円

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの
360,000円

10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの
430,000円

25,000平方メートルを超えるもの
500,000円

ウ 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル以下のもの 240,000円

300平方メートルを超え2,000平方メートル

ル以下のもの
380,000円

2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以下のもの
550,000円

5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以下のもの
670,000円

10,000平方メート
ルを超え25,000平方
メートル以下のもの
790,000円

25,000平方メート
ルを超えるもの
900,000円

82 都市の低炭素化の促進に関
する法律第53条第1項の規定
に基づく低炭素建築物新築等
計画（同法第54条第1項各号
に掲げる基準に適合している
ことにつき、あらかじめ登録
建築物調査機関等による審査
を受けたものに限る。）の認定
の申請に対する審査

登録建築物調査機関等
による審査を受けた低
炭素建築物の新築等計
画認定申請手数料

(1) 一戸建ての住宅の
場合 4,900円

(2) 共同住宅等の住宅 次に掲げる申請戸数の区
部分の場合（住宅部分 分に応じ、それぞれ次に
のみの申請をする場 定める金額
合に限る。）

ア 申請戸数が1戸の
もの 4,900円

イ 2戸以上5戸以
下のもの 9,600円

ウ 6戸以上10戸以
下のもの 16,000円

エ 11戸以上25戸以下のもの

27,000円

オ 26戸以上50戸以下のもの

45,000円

カ 51戸以上100戸以下のもの

81,000円

キ 101戸以上200戸以下のもの

130,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの

160,000円

ケ 301戸以上のもの

170,000円

(3) 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分
(同時に住宅部分の 区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請をする場合を含む。) に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額

ア 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

総戸数が1戸のもの 4,900円

2戸以上5戸以下のもの 9,600円

6戸以上10戸以下のもの 16,000円

11戸以上25戸以下のもの 27,000円

26戸以上50戸以下のもの 45,000円

51戸以上100戸以下
のもの 81,000円

101戸以上200戸以
下のもの 130,000円

201戸以上300戸以
下のもの 160,000円

301戸以上のもの
170,000円

イ 共用部分 次に掲
げる共用部分の床面
積の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

床面積の合計が300
平方メートル以下の
もの 9,600円

300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以下のもの
27,000円

2,000平方メートル
を超え5,000平方メー
トル以下のもの
81,000円

5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以下のもの
130,000円

10,000平方メー
トルを超え25,000平方
メートル以下のもの
160,000円

25,000平方メー
トルを超えるもの
200,000円

ウ 非住宅部分 次に
掲げる非住宅部分の
床面積の区分に応じ、
それぞれ次に定める
金額

床面積の合計が300
平方メートル以下の

もの 9,600円

300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以下のもの

27,000円

2,000平方メートル
を超え5,000平方メー
トル以下のもの

81,000円

5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以下のもの

130,000円

10,000平方メー
トルを超え25,000平方
メートル以下のもの

160,000円

25,000平方メー
トルを超えるもの

200,000円

83 都市の低炭素化の促進に関
する法律第54条第2項の規定
により建築基準法第6条第1
項に規定する建築基準関係規
定の適合についての審査の申
出があった場合の都市の低炭
素化の促進に関する法律第53
条第1項又は第55条第1項の
規定に基づく低炭素建築物新
築等計画の認定等の申請に対
する審査

建築基準関係規定の適
合審査の申出があった
低炭素建築物新築等計
画の認定等申請手数料

(1) 建築基準法第87条 次に掲げる金額を合算し
の2の昇降機に係る た金額
部分が含まれない場
合(3)に掲げる場合を
除く。)

ア 次に掲げる建築物の
床面積(神奈川県建築
基準条例(昭和35年神
奈川県条例第28号)別
表備考1の規定の例に
より算定した床面積を
いう。)の区分に応じ、
それぞれ次に定める金
額

床面積の合計が30
平方メートル以下の
もの 10,000円

30平方メートルを
超え100平方メートル
以下のもの
18,000円

100平方メートルを
超え200平方メートル
以下のもの
28,000円

200平方メートルを
超え500平方メートル
以下のもの
36,000円

500平方メートルを
超え1,000平方メー
トル以下のもの
66,000円

1,000平方メートル
を超え2,000平方メ
ートル以下のもの
93,000円

2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以下のもの
160,000円

5,000平方メートル
を超え10,000平方
メートル以下のもの
280,000円

10,000平方メー
トルを超え30,000
平方メートル以下の
もの
370,000円

30,000平方メー
トルを超え50,000
平方メートル以下の
もの
460,000円

50,000平方メー
トルを超えるもの
900,000円

イ 81の項、82の項、84の項又は85の項の規定により算定した金額

- (2) 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合(3に掲げる場合を除く。)

次に掲げる金額を合算した金額

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

昇降機を設置する場合(次に掲げる場合を除く。)昇降機1基につき17,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)

建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)

イ (1)の規定により算定した金額

- (3) 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を求める必要がある建築物が含まれる場合

次に掲げる金額を合算した金額

ア 次に掲げる一の建築物(これらの構造計算適合性判定を求める必要のない建築物を除く。)の床面積の規定(神奈川県建築基準条例別表備考2の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

159,000円(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、110,000円)

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 212,000円
(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、137,000円)

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 243,000円
(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、150,000円)

10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 321,000円
(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、190,000円)

50,000平方メートルを超えるもの 590,000円
(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、322,000円)

イ (1)又は(2)の規定により算定した金額

84 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物等計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けた

低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

ものを除く。)

(1) 一戸建ての住宅の場合 17,000円

(2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の場合

次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更認定について同時に申請された住戸の数(以下「変更申請戸数」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 変更申請戸数が1戸のもの

17,000円

イ 2戸以上5戸以下のもの

34,500円

ウ 6戸以上10戸以下のもの

48,500円

エ 11戸以上25戸以下のもの

70,000円

オ 26戸以上50戸以下のもの

100,000円

カ 51戸以上100戸以下のもの

140,000円

キ 101戸以上200戸以下のもの

190,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの

250,000円

ケ 301戸以上のもの

295,000円

(3) 一の建築物の場合

次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)

ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

総戸数が1戸のもの
17,000円

2戸以上5戸以下
のもの 34,500円

6戸以上10戸以下
のもの 48,500円

11戸以上25戸以下
のもの 70,000円

26戸以上50戸以下
のもの 100,000円

51戸以上100戸以下
のもの 140,000円

101戸以上200戸以下
のもの 190,000円

201戸以上300戸以下
のもの 250,000円

301戸以上のもの
295,000円

イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル以下のもの 55,000円

300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの
90,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの
140,000円

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの
180,000円

10,000平方メートルを超え25,000平方

メートル以下のもの
215,000円

25,000平方メートルを超えるもの
250,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル以下のもの 120,000円

300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの
190,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの
275,000円

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの
335,000円

10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの
395,000円

25,000平方メートルを超えるもの
450,000円

エ 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分 81の項(3)の規定により算出した金額（この場合において、同項(3)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とそれぞれ読み替えるものとする

る。)

85 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものに限る。）

変更部分についての登録建築物調査機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

- (1) 一戸建ての住宅の場合 2,450円
- (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の場合 次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 変更申請戸数が1戸のもの 2,450円

イ 2戸以上5戸以下のもの 4,800円

ウ 6戸以上10戸以下のもの 8,000円

エ 11戸以上25戸以下のもの 13,500円

オ 26戸以上50戸以下のもの 22,500円

カ 51戸以上100戸以下のもの 40,500円

キ 101戸以上200戸以下のもの 65,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの 80,000円

ケ 301戸以上のもの 85,000円

- (3) 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）

ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

総戸数が1戸のもの
2,450円

2戸以上5戸以下のもの 4,800円

6戸以上10戸以下のもの 8,000円

11戸以上25戸以下のもの 13,500円

26戸以上50戸以下のもの 22,500円

51戸以上100戸以下のもの 40,500円

101戸以上200戸以下のもの 65,000円

201戸以上300戸以下のもの 80,000円

301戸以上のもの
85,000円

イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4,800円

300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの
13,500円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの
40,500円

5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以下のもの
65,000円

10,000平方メート
ルを超え25,000平方
メートル以下のもの
80,000円

25,000平方メート
ルを超えるもの
100,000円

ウ 既に計画の認定を受
けた非住宅部分 次
に掲げる非住宅部分
の床面積の区分に応
じ、それぞれ次に定め
る金額

床面積の合計が300
平方メートル以下の
もの 4,800円

300平方メートルを
超え2,000平方メート
ル以下のもの
13,500円

2,000平方メートル
を超え5,000平方メー
トル以下のもの
40,500円

5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以下のもの
65,000円

10,000平方メート
ルを超え25,000平方
メートル以下のもの
80,000円

25,000平方メート
ルを超えるもの
100,000円

エ 新たに追加する共
同住宅等の住宅部分、
共用部分又は非住宅
部分 82の項(3)の規
定により算出した金

額（この場合において、同項(3)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とそれぞれ読み替えるものとする。）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

公営住宅法等の一部改正に伴い、市営住宅の整備及び入居収入に関する基準を定めるものである。

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

鎌倉市営住宅条例（平成9年9月条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 補則（第53条—第59条）」を

「第4章 市営住宅等の整備基準（第53条—第67条）
第5章 補則（第68条—第74条）」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第21条」の次に「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条」を加え、同項第3号アを次のように改める。

ア 入居しようとする者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) 次項第2号（同号イにあっては、1級又は2級に限る。）又は第3号に規定する程度の障害を有する者である場合

(イ) 次項第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合

(ウ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(エ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第6条第1項第3号イ中「旧政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「旧政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改める。

第13条第2項を次のように改める。

2 前項の承認を与える場合の基準その他必要な事項は、次に掲げるものとする。

(1) 入居者の収入が第6条第1項第3号に規定する金額を超えないこと。

(2) 入居者が第41条第1項第1号から第8号までのいずれかに該当しないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める条件を具備すること。

第18条第4項中「第54条」を「第69条」に改める。

第59条を第74条とし、第55条から第58条までを15条ずつ繰り下げる。

第54条の見出し中「市営住宅等」を「市営住宅又は駐車場」に改め、同条を第69条とし、第53条を第68条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 市営住宅等の整備基準

(健全な地域社会の形成)

第53条 市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第54条 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第55条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第56条 市営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第57条 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第58条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第59条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。ただし、法第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ(公営住宅の用に供することを目的として建設

された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る市営住宅については、この限りでない。

- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。ただし、前項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

（住戸の基準）

第60条 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。ただし、前条第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

（住戸内の各部）

第61条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。ただし、第59条第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

(共用部分)

第62条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。ただし、第59条第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

(附帯施設)

第63条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第64条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第65条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第66条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第67条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 76 号

鎌倉市道路占用条例等の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市道路占用条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

道路占用料等の改定を行うものである。

鎌倉市道路占用条例等の一部を改正する条例

(道路占用条例の一部改正)

第1条 鎌倉市道路占用条例(昭和57年1月条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、占用の許可の有効期間の初日の属する月から当該有効期間の末日の属する月までの月数により計算する。ただし、当該有効期間が31日以下であるときは、1月とする。

別表を次のように改める。

別表(第2条)

道路占用料

占用する物件		占用料	
		単位	料金
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本につき 1年	円 1,920
	第二種電柱		2,950
	第三種電柱		3,970
	第一種電話柱		1,710
	第二種電話柱		2,740
	第三種電話柱		3,770
	その他の柱類		180

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	18
	地下に設ける電線その他の線類		11
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,680
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,030
	変圧塔その他これらに類するもの 及び公衆電話所	1個につき 1年	3,420
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,440
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	9,630
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	3,420
	法第32条 第1項第 2号に掲 げる工作 物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		160	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		310	

		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		420
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		720
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,030
		外径が1メートル以上のもの		2,060
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				3,080
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.003
		階数が2のもの		A×0.005
		階数が3以上のもの		A×0.006
	上空に設ける通路			4,820
	地下に設ける通路			2,600
	その他のもの(搬入路・通路・防火水槽)			1,710
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	35
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	350
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	870
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	9,630

標識類		1本につき 1年	2,470
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	88
	その他のもの	1本につき 1月	870
幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	88
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	870
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	8,670
	その他のもの		4,340
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	870
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		1月	310
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	$A \times 0.006$
		階数が2のもの	$A \times 0.009$
		階数が3のもの	$A \times 0.011$
		階数が4以上のもの	$A \times 0.013$
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.006$

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電

柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

4 Aとは、近傍類似の土地の時価の1平方メートル当たりの額をいう。

5 政令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。

（行政財産の目的外使用料条例の一部改正）

第2条 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例（昭和39年10月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「月額は、次に定めるところによる」を「額は、次に定めるところにより、第1号、第3号及び第4号については月額を基礎とし、第2号については同号の規定により算定するものとする」に改め、同項第2号中「第3条第2項及び第3項並びに」を「第3条及び」に改める。

第3条を次のように改める。

（使用料の納付方法）

第3条 使用料は、前納しなければならない。

（下水道条例の一部改正）

第3条 鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第22条）

占用に係る物件		占用料	
		単位	料金
	外径が0.07メートル未満のもの		円 72
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		160

電線等	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	210
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		310
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		420
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		720
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,030
	外径が1メートル以上のもの		2,060
橋（人又は自動車等の通行の用に供するものに限る。）		占有面積1平方メートルにつき1年	500
その他のもの			2,520

別表第2（第33条）

暗きよの使用に係る物件		暗きよ使用料	
		単位	料金
電線等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	円 72
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		160
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		310
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		420
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		720
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,030
	外径が1メートル以上のもの		2,060

(準用河川占用条例の一部改正)

第4条 鎌倉市準用河川占用条例(平成12年3月条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条)

占用する物件		占用料	
		単位	料金
電線等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	円 72
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		160
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		310
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		420
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		720
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,030
	外径が1メートル以上のもの		2,060
橋(人又は自動車等の通行の用に供するものに限る。)		占用面積1平方メートルにつき1年	500
その他のもの			2,520

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)第32条の規定による道路の占用の許可又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条の規定による都市公園の占用の許可(当該許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものに限る。)を受けている者の当該許可の期間のうち施行日以後の期間に係る占用料については、第1条の規定による改正後の鎌倉市道路

占用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に下水道法（昭和33年法律第79号）第24条の規定による行為の許可又は鎌倉市法定外公共物管理条例（平成23年3月条例第19号）第4条の規定による行為の許可（当該許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものに限る。）を受けている者の当該許可の期間のうち施行日以後の期間に係る占用料及び使用料については、第1条及び第3条の規定による改正後の鎌倉市道路占用条例及び鎌倉市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による土地の占用の許可（当該許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものに限る。）を受けている者の当該許可の期間のうち施行日以後の期間に係る占用料については、第1条及び第4条の規定による改正後の鎌倉市道路占用条例及び鎌倉市準用河川占用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 77 号

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の施設の構造及び維持管理に関する基準を定めるものである。

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例

鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。

「第4章 暗きよ使用（第28条—第34条）
目次中 第5章 雑則（第35条—第45条） を
第6章 罰則（第46条—第48条） 」

「第4章 暗きよ使用（第28条—第34条）

第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準（第35条—第39条）

第6章 雑則（第40条—第50条）

第7章 罰則（第51条—第53条） 」

に改める。

第1条中「使用」の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準」を加える。

第2条中第12号を第14号とし、第3号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

(4) 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。

第3条第1号中「公共ます等で」を「ます等で」に改める。

第48条を第53条とし、第47条を第52条とする。

第46条第6号中「第41条」を「第46条」に改め、同条第7号中「第40条」を「第45条」に改め、同条を第51条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第45条を第50条とし、第35条から第44条までを5条ずつ繰り下げ、同章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第35条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第37条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜ

られていること。

- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第36条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第37条 第35条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第38条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第39条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

都市公園法等の一部改正に伴い、都市公園の設置基準等を定める
ものである。

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例

鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「命令」の次に「並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び同法に基づく命令」を加える。

第1条の次に次の5条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 法第2条第1項第1号に規定する公園又は緑地をいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する施設をいう。
- (3) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条に規定する特定公園施設をいう。
- (4) 公園管理者等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第12号に規定する公園管理者等をいう。

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の3 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準及び本市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月条例第5号）第7条の緑の基本計画において定める都市公園の整備目標における中間年次の数値以上とする。

（本市が設置する都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配

置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の5 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他次の各号に掲げる特別の場合においては、それぞれ当該各号に定める割合を限度としてこれを超えることができるものとする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。)第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合 当該都市公園の敷地面積の100分の20

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上

又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3で定める建築物

イ 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条で定めるものを設ける場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10

(4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。）を設ける場合 当該都市公園の敷地面積の100分の2

(公園管理者等の移動等円滑化基準適合義務等)

第1条の6 公園管理者等は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設を、規則で定める基準（以下「移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。ただし、災害等のため一時使用するもの若しくは移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして次に掲げるものを除く。

(1) 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの

(2) 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの

(3) 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 79 号

平成24年度鎌倉市一般会計
補正予算（第6号）

平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ971,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,136,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		5,661,816千円	189,518千円	5,851,334千円
	5 国庫負担金	4,464,934	156,443	4,621,377
	10 国庫補助金	1,165,456	33,075	1,198,531
60 県支出金		3,102,294	5,904	3,108,198
	5 県負担金	1,414,297	3,296	1,417,593
	10 県補助金	1,353,287	2,608	1,355,895
65 財産収入		132,369	561	132,930
	5 財産運用収入	28,126	561	28,687
70 寄附金		28,810	2,500	31,310
	5 寄附金	28,810	2,500	31,310
75 繰入金		2,527,446	483,295	3,010,741
	5 基金繰入金	2,525,446	483,295	3,008,741
80 繰越金		864,864	251,322	1,116,186
	5 繰越金	864,864	251,322	1,116,186
90 市債		2,161,200	38,800	2,200,000
	5 市債	2,161,200	38,800	2,200,000
歳 入 合 計		55,164,100	971,900	56,136,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		6,557,454円	516,523円	7,073,977円
	5 総務管理費	5,192,566	516,523	5,709,089
15 民生費		19,043,208	222,524	19,265,732
	10 児童福祉費	7,573,438	37,700	7,611,138
	15 生活保護費	1,698,977	167,151	1,866,128
	20 災害救助費	32,383	17,673	50,056
20 衛生費		5,797,696	2,039	5,799,735
	15 環境対策費	296,468	2,039	298,507
45 土木費		7,954,370	230,814	8,185,184
	5 土木管理費	1,449,651	40,890	1,490,541
	10 道路橋りょう費	686,818	84,160	770,978
	20 都市計画費	5,526,147	105,764	5,631,911
歳 出 合 計		55,164,100	971,900	56,136,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
45 土木費	10 道路 橋りょう費	小町通り景観舗装工事	千円 84,160

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉市スポーツ施設管理運営事業費 (鎌倉体育館・大船体育館・ 鎌倉武道館・見田記念体育館)	平成24年度から 平成29年度まで	千円 380,455

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業費	千円 1,099,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,138,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合計	2,161,200				2,200,000			

議案第 80 号

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,699,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 繰越金		101,500千円	3,000千円	104,500千円
	5 繰越金	101,500	3,000	104,500
歳 入	合 計	17,696,000	3,000	17,699,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
30 諸支出金		94,683千円	3,000千円	97,683千円
	5 償還金利息及び還付加算金	94,683	3,000	97,683
歳 出	合 計	17,696,000	3,000	17,699,000

議案第 81 号

平成24年度鎌倉市公共用地先行取得事業
特別会計補正予算（第1号）

平成24年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ622,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		215千円	100千円	315千円
	5 繰越金	215	100	315
10 市債		0	235,100	235,100
	5 市債	0	235,100	235,100
歳 入 合 計		387,700	235,200	622,900

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業費		0千円	235,200千円	235,200千円
	5 用地取得事業費	0	235,200	235,200
歳 出 合 計		387,700	235,200	622,900

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費</p>	<p>千円 235,100</p>	<p>普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。</p>	<p>4.0%以内</p>	<p>銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、10年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。</p>

報告第 13 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年5月1日、[REDACTED]で発生した、
都市整備部作業センター所属の軽貨物自動車による交通事故に係る
損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 48,027円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 平成24年10月1日 |

報告第 14 号




交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年6月6日、鎌倉市常盤862番地先路上で発生した、市民活動部地域のつながり推進課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 66,150円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 

 |
| 3 | 処分の日 | 平成24年10月1日 |

報告第 15 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年 3 月 6 日、鎌倉市台三丁目11番25号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 219, 240円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成24年 9 月 7 日 |

報告第 16 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年6月6日、鎌倉市城廻100番地24先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 7,640円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成24年8月27日 |

報告第 18 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分 of 報告について

平成24年7月2日、鎌倉市稲村ガ崎五丁目30番1号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

- | | | |
|---|----------|------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 149,436円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [Redacted] |
| | | [Redacted] |
| | | [Redacted] |
| 3 | 処分の日 | 平成24年9月19日 |

報告第 19 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年7月28日、鎌倉市笛田三丁目2番13号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 298,480円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成24年11月8日 |